国語史学

国語発達史序説

安藤正次

國語科學講座

— V —

國語史學

國語發達史序說

安藤正次

株式會社
明治書院

國語科學講座

— V —

國語史學

國語發達史序說

安藤正次

株式會社
明治書院

目次

第一章　緒言……………………………………〈三〉
第二章　國語の成立期……………………………〈八〉
第三章　國語の初代と大化の改新………………〈二一〉
第四章　集中・偏在の時代………………………〈三七〉
第五章　分散・均等の時代………………………〈五七〉
第六章　二元・對立の時代………………………〈七六〉
第七章　結語……………………………………〈九八〉

國語發達史序說

安藤正次

第一章　緒　　言

國語の發達の歴史を考察するに當つて、その範圍をいかに限定すべきかは、最初に考へられなければならぬ問題である。わが國語の過去をたづねて有史以前に及び、國語の系統を探つて祖語時代に遡り、祖語から分れ出た姉妹語との關係を明らかにして、國語の成立を說き、漸く降つて、文獻の徵證を有する各時代の國語の推移發達の跡を逐ひ、さらに現代の國語についてその現狀を詳かにする、かういふ廣汎な範圍にわたる國語史の成立も可能である。しかしながら、この種の國語史の前半は、國語の史的研究の領域を超えて、國語の比較研究の範圍に屬するものを含むことになる。比較研究は、或意味においては、史的研究の縱への延長と見られるべきものであり、或意味においては、史的研究の橫への伸張と見られるべきものである。文獻の徵證の存する時代の以前に遡るには、姉妹語との比較によるの外はない。文獻の徵證の存する時代にあつても、なほ、その研究の周到を期するには、資料を他に探るの勞を敢へてしなければならぬ。國語の由來を明らかにし、國語の發達をたどるには、國語だけの資料を對象とするのでは、靴

を隔てゝ痒きを搔くの憾あるを免れない。比較研究の重要な意義はこゝに存する。しかしながら、われわれは、比較研究は、どこまでも史的研究の基礎の上に立つものであることを忘れてはならない。史的研究の基礎が十分でなければ、その上に立てられた比較研究も、完全な成果を收め得るには至らない。不十分な史的研究の基礎の上に立つた、從來の比較研究の成果が、史的研究の發達に伴つて、いかに再檢討を要するものとなるかは、言語學史の明らかにわれわれに敎へるところである。この意味において、わたくしは、國語史の範圍を國語の成立期以後に限定するのが、現時の學界の情勢に鑑みて、もつともその宜しきにかなふ所以であると考へる。勿論、われわれは、國語の性質を檢して、言語學上、國語がいかなる言語の種類に屬するものであるか、といふやうなことは、大體論としてこれをいひ定めることが出來る。しかし、それも、すでに國語が一の定型を成し、國語として成立するに至つた後の時期における國語の形態や語法などの上からこれを論じ得るに過ぎないのである。或は又、考古學者が、出土の遺物によつて、史前時代や原史時代の人類の生活狀態を闡明し得るやうに、言語學者も、文獻の上に見出される言語上の遺物によつて、有史以前の國語の傳統を考察することが出來る。しかし、いづれの場合においても、それは、單なる假說であつてはならぬ。それが、どこまでも科學的論證を要するものであることは、言を須たない。手は雲に及んでも、脚は地を離れない底のものでなければならぬ。したがつて、國語史の考察の出發點を國語成立の時期におくといふことは、考察の正鵠を期する上から見ても當然であるといつてよい。

フランスのブリュノー敎授は、その大著「フランス語史」(Histoire de la langue française.) 第一卷の序文のはじめに、パリ大學の文科におけるフランス語史の開講講演に、自分の述べたところの言を引いて、そのフランス語史に

對する態度を明かにしてゐるが、そのうちに、左の一節がある。

われわれの課業の範圍を、もつと手ごろのものたらしめる爲に、こゝにフランス語といふのは、――方言や土語は考慮の外において―― 學者たちが、さらにこれを適切ならしめるために、le francien といふ名で呼ばうとするもの、すなはち、パリおよびその近隣の諸地方に移入され、また、時と共に發達して、漸次その本來の境域を越え、政治的・經濟的・科學的・文學的の理由から、これを語り・書き・理會する、すべての地域にも廣まるに至つた、口語ラテンから出た、特殊の形式の言語およびその後裔であるといふことに定めておく。

しからばフランス語の歴史の一半は、ローマ帝國の軍人・移住民、ローマの奴隷の言語が、今日、場末の人々が口にし、翰林院學士が筆にするやうな言語となるに至つた、その發達の歴史である。われわれは、この歴史を内的の歴史と名づける。

フランス語の歴史の他の一半は、この言語の功過のすべての歴史であり、またもし、その本來の境域といふものをきめることが出來るとすれば、その本來の境域の外への、この言語の展開の歴史である。われわれは、この部分の歴史を外的の歴史と名づける。

ブリュノー教授は、「課業の範圍を手ごろのものたらしめる」といふ意味で、そのフランス語史において取扱ふ「フランス語」に如上の制限を加へてゐるのであるが、いづれの國語にあつても、その國語の史的發達の跡をたどるには、重きをその本流の考察におくの外はない。洋々たる大河の流域においてこそ、その發達の跡は、もつとも顯著なのである。支流・分流の末に至つては、世紀の久しきにわたつて、顯晦常ならず、茫としてその跡はたづね難い。方言・土語の、今日において知り得られるものには限りがある。古代の文獻に徵證の存するものは、主として國語の本流に

屬するものなのである。現代の人々の知り得る古代の言語は、實際において話され聞かれた當代の言語の九牛の一毛にも及ばないのである。しかしながら、それらは、量においては論ずるに足りないものであるにしても、質においては、たしかに選ばれたものであり、時代を代表するに足る資格を有するものである。しかもまた、それらは、後の時代の言語に多大の影響を與へ、その現代に及ぼす勢力もまた、動いて已まざる概のあるものである。われわれが、國語の動きを考察する上において、資料をこゝに求むるのは、一方には事のやむを得ざるによるとはいへ、また他の一方には、理の當に然るべき所以が存するのである。

しかしながら、上述の各時代を代表するに足るものも、必ずしも絶えざる連鎖をなしてあらはれないことがある。また、遠く時代を隔てた兩者の間には、ほとんど越えることの出來ない溝渠の存するやうに見える場合もある。けれども、學者の研究によつて、失はれた環のすでに見出されたものがあり、越えることの出來ないと思はれた溝渠にも適當な施設も加へられるやうになつて來てゐる。フランス語の場合において、ブリュノー教授は、前掲の所説を承けて、次のやうにいつてゐる。

> これらの簡單な定義(筆者云、前引フランス語およびその歷史に關する定義をさしてゐる)によつて、それぞれの歷史の内容がわかつて來る。Plaute (筆者云、Titus Maccius Plautius 紀元前二五〇—一八四、ラテン詩人)から Labiche (筆者云、フランスの劇作者 Eugène Labiche 一八一五—一八八八)までは、大した隔たりがある。しかし、この二人の話した言語の間には、一つのものが他のものの直系の血すぢをひいた後裔であるといふ意味での一致の存することは、疑を容れないことであるが、もしさうであるとすれば、如上の一致の見出されるにもかゝはらず、この兩極端の時代の相違は、これはまた何といふこ

とか、まろきりちがつてゐるといつてもよいほどである。言語を形成してゐるすべてのもの、音も單語も語形も、またその單語の意義も、ひどく變つてゐる。

　しかし幸に、この長い間の、しかも廣い範圍にわたる歴史においても、すべてがもうわからなくなつてゐるといふやうなことはない。まづ、大切なことには、Diez（筆者云、ドイツの言語學者で有名な Dictionnaire étymologique des langue romanes, Grammaire des Langre romanes の著者、Friedrich Diez 一七九四―一八七六）の努力以來、研究法が確立されて來てゐる。Diez は、ラテン語の音がフランス語の音に變つて來た間の音の進化は、科學の規定する法則にしたがつてゐることを證明した。しかして、この法則が發見されたおかげで、現代の音聲學は、從來久しきにわたつて、たゞ不統一な、勝手次第の、矛盾した現象が渾沌として存するに過ぎないと思はれてゐたものが、實は、相當に制限されてゐる、進歩的・自然的・規則的な變化の段階を經てゐるものであることを明らかにし得るやうになつた。それによつて、語源が闡明され、確立されるやうになり、出たらめと假説の空想とがすたれて、方式的の探究が、これに代るやうになつた。從來、すべての考察に應じなかつた單語や語形も、今や探究者の軍門に降つて、その起源、その逐次的變化の祕密を提供するに至つた。たとへ、なほかなりの數のものが抵抗をつゞけて居り、またそれらのうちには、われわれが日常つかつて居りながらも、よくそのいはれを知らないといふやうなものがあるにしても、それは、幾多の成分の混和より成つた、言語といふ合成體、國民といふ合成體のうちにあるからである。科學は、そのわからない部分、或は到底不可解であるかも知れない、さういふ部分は、しばらくこれを圏外におくの外はないのである。

　わが國語の歴史の上においても、ブリュノー教授のいふやうな事實は認められる。奈良朝時代の言語と平安朝時代

の言語との間には、著しい相異があり、平安朝時代の言語と現代の言語との間には、非常な懸隔がある。しかして、從來の研究は、なほいまだ歐西の學者がフランス語の史的展開の上に試みた、それに及ぶに至らないのは遺憾ではあるが、國語成立期から現代に至るまでの、國語の史的展開の徑路については、まづ一わたりの說明がつく程度まではなつてゐる。その細目にわたつての考察は、はなはだ不十分であり、將來の研究に須つべき項目が多いので、今の時に當つて、體系的な國語史の編述を見ることはすこぶる難い。しかしながら、國語がいかに發達し生長して來たかの大體の傾向は、從來の諸家の考察によつても、ほゞその要をうかゞふことが出來る。今わたくしは、それらの從來の研究に本づき、國語推移の大勢を檢討して、政治史的・社會史的の考察を試みようとする。細目にわたつて國語を論究するのは、この小篇のよくするところではない。

第二章　國語の成立期

わが國語の發達を考察するに當つて、國語の成立期をその出發點とすることが妥當であると考へることは、前章において述べた通りである。國語の特質がいかなるものであるかについての考察も、また成立期の國語によるのを至當とする。しからば、われわれは、まづ、國語の成立期とは何を意味するか、國語の成立期をいづれの時代におくべきかを考へてみなければならぬ。

國語の成立期といふのは、語を換へていへば、國語の形成期である。それは、わが國語が、その混沌時代を經て、漸く一定の體系を成すに至つた時期を意味するが、かういふ考へ方は、わが國語の或時期に、混沌時代と稱すべきも

のの存在したことの承認の上に成立つのであるから、わたくしは、まづ、こゝに、その混沌時代の存在を論證しなければならぬ。しかも、それはまた、わが民族問題と聯關をもつ。

わが國の石器時代の遺跡からは、繩紋土器と彌生式土器と、おのおの製作の樣式を異にしたものが發見される。或場所においては、下層から繩紋土器、上層からは彌生式土器が發掘される。そこで、さういふ事實から、わが國の原住民が、いかなる種族であつたかについて、學者の間に、種々の議論が鬪はされて來てゐるのであるが、その意見は要するに、次の二つに要約される。その一は、石器時代の遺跡に繩紋土器を遺したものはアイヌであり、彌生式土器を遺したものは日本民族の祖先であつて、所謂アイヌ式繩紋土器を製作したアイヌ族が原住民として住んでゐたところに、所謂彌生式土器を製作した民族がはいつて來たと見る說、その二は、繩紋土器を遺したものも彌生式土器を遺したものも同一種族に屬するものである。石器時代遺跡の下層から繩紋土器が出て上層から彌生式土器が出るといふやうなことがあつても、それは、前者が文化の影響をうけて後者となつたと考へられる。しかして、これらの土器を遺したものは、今日の日本人の祖先の大本をなすものであらうといふのであるが、しからばその人種はどういふものであるかといふと、或は、それは現在のアイヌとは同じではないがアイヌに近いものであるから pan-Ainu もしくは Ainoid と名づくべきものであるといひ、或は、それは日本人にも似たところがあるし、アイヌ人にも似たところがある、しかし、現存の兩人種とかけ離れたところがあるから、これは日本石器時代人と呼ぶのが適當であらうといふ。これらの說は、細目にわたつては、學者の所見が區々であるから、一概にはいへないが、上記のいづれの說を贊するに論なく、文化的方面からこの問題を考察するものは、多くはわが石器時代における原住民と滿鮮地方との關係

を肯定してゐる。アイヌが原住民であると考へてゐる學者のうちには、アイヌより後に渡來した民族は、朝鮮半島を經て、或は沿海州邊から日本海を經て、わが國に來た北方系のものであつて、これら渡來民族の石器時代は、朝鮮における石器時代、滿洲の石器時代、東蒙古・沿海州等の石器時代とその年代を同じくすることが推定されるといひ、わが國の原住民が、現在のアイヌとはちがふ別種のものであると考へてゐる論者のうちにも、石器時代からかどうかは確實にはまだ知られないが、朝鮮人類似の人種型のものが、中國・畿內および東海・東山兩道の畿內に接近した地方などに、はなはだ多く見受けられる。この型の人種が、主として原住民群の連鎖を絶ち切つたものであり、またおそらく他の諸人種を同化した、日本民族中の宗族であらうといつてゐる人がある。

わが國の石器時代といふのは、歐洲の學者の所謂新石器時代に屬するものであることは、いまさら論ずるまでもないが、新石器時代なるものが何時頃までつゞいたものであらうか。考古學者のいふ所によつても、一方には、すでに金屬器時代に入つた民族が相當の文化を發達させてゐたと思はれる時代に、他の一方にはまた、石器時代の文化の程度に止まつてゐた民族が、同時に生息してゐたと認められることがあり、しかもそれが、人種の相異によるのでなくて、文化の相異によると推定される場合もあるとのことである。それのみならず、わが國では、石器・金屬器併用時代もかなり久しく繼續してゐたものと考へられるから、わが國の文化の歷史の上においても、先史時代すなはち石器時代と、原史時代すなはち古墳時代との區別を立てることは困難であるが、この悠久な年次の間に、前記のやうに北方系の民族が、時處を異にしてわが國に渡來したと共に、また他の方面では、Indonesian や Indochinese の渡來移住も否定することが出來ない。かういふ點から考へると、わが古代の民族がかなり混成的のものであつたといふこと

も、當然肯かれるのである。

われわれは、記・紀や古風土記を見ると、そこにも種々の異民族と思はれるものの記載を見出す。しかし、それらは異民族といふよりは、文化の落伍者であり、他との融合に後れたものと見る方が至當であり、わが民族の本幹となり、もしくはそのうちに包容されるやうになつたものの枝葉であり、殘存者であつたらうと考へられるが、それらのうちで、第一に注意されるのは土蜘蛛である。

日本書紀神武卷には、層富縣波哆丘岬に新城戸畔、和珥坂下に居勢祝、臍見長柄丘岬に猪祝といふ土蜘蛛があつて、各々その勇武を頼んで王師に抗した由が見え、同卷にはまた、高尾張の邑に土蜘蛛がゐたが、それは、身が短く手足が長く、侏儒に類するものであつたと記されてゐる。また、古事記の神武天皇の條にも、忍坂大室に尾のある土蜘蛛のゐたことが記されてゐる。これらは近畿地方のことであるが、土蜘蛛は九州地方にもゐたのである。日本書紀景行卷には、豐後國の速見邑に鼠石窟といふ大石窟があり、そこに靑と白との二土蜘蛛が居り、直入縣禰疑野には、打猨・八田・國摩侶といふ三土蜘蛛が居り、相應じて皇命に從はなかつたことが見えてゐるし、同神功皇后卷には、筑後の山門縣に土蜘蛛田油津媛を誅されたことが記されて居り、なほ日向風土記(釋日本紀卷八所引)には、天孫降臨の時に、大鉗・小鉗といふ二土蜘蛛の出現を傳へてゐる。この土蜘蛛がいかなる種族であるかについては、定說がないが、或は、先住民の一種の稱呼として語り傳へられたものではあるまいか。この土蜘蛛と關聯して考へるべきものに國栖族がある。國栖は、國主・國樔・國巣などと書くが、吉野河畔の峯嶮しく谷深き所に住む一異種であることは、日本書紀應神卷に見えてゐるが、古事記神武天皇の條には、天皇が吉野の山に入りませる時、尾のある人に逢は

れたが、それは國津神石押分の子で、これが吉野國巣の祖であると記されてゐる。後世、踐祚大嘗會の儀式に國栖の奏を奉仕するのは、この國栖人である。しかし、國栖とか國巣とかいふのは、あへてこの地方には限らない。常陸風土記を見ると、諸所に國巣・佐伯の類の荒賊がゐて、良民を掠めたことが記されてゐるが、そのうち茨城郡の條には、「古老曰、昔在二國巣（俗語曰都知久母又曰夜都賀波岐）山之佐伯・野之佐伯一、普置二掘土窟一、常居レ穴、有レ人來、則入レ窟而竄之、其人去、更出レ郊以遊之、狼性梟情、鼠窺掠盜、無レ被二招慰一、彌阻二風俗一也。」とあり、また、久慈郡太田郷の條には、「自レ此以北薩都里、古有二國栖一、名曰二土雲一。」と見えてゐる。按ふに、國巣も土蜘蛛も同一種のものの別稱であつて、いづれもわが原住民族に屬するものであらう。「クズ」が、國栖などの文字のまゝに「クニスミ」であり、前々から國に住んでゐた人の義か、もしくは古事記應神天皇の條に、この「クズ」を「吉野之國主等」とある、その「國主」（クニヌシ）すなはち地主の民族の義ではなからうかといふのは、喜田博士の說（「國栖の名義」史林第四卷第一號）、「クズ」は「クニス」で「クニス」は「クルス」と同語である、そのスを「エミシ」のシ、「クマソ」のソと同じく土民の總稱とする意見にしたがへば、殘るところは「クル」となるが、それは「クル」といふ人種名と一致する、「クル」といふ人種は、カムサツカおよびその南方島嶼に住する「クリス」種族、ツングース族中の「キレン」種族、支那で奇鄰（キール）・奇勒爾（キロル）といひ、アイヌ人が「キーリ」といひ、ニクブン人が「キル」といふ種族である、人類學者がアイヌ以前の先住民とするものの中には、この「クル」人種も加はつてゐて、廣く本土に分布してゐたのではないか、なほまた、この「クル」種族ばかりでなく、さらに「クルミ」族なる先住民も存してゐたのではないか、それは、樺太在住のニクブン族を山丹語で Gilemi といふが、支那の諸記錄に乞列密・吉里迷・吉烈滅等を用ゐてゐるものであるといふのが金澤博士の說である（「言語に映じたる原人の思想」の六四頁以下）。

さらにまた、わが歴史時代に於いて、東には蝦夷があり、西には熊襲があり、特にまた、九州の南部には隼人族の蟠居してゐたことは、よく人の知るところである。蝦夷の名稱の、はじめて國史に見えたのは、日本書紀景行天皇の卷である。景行紀には、土蜘蛛・熊襲・蝦夷の三異族征討のことが諸所に記されてゐるが、蝦夷に關しては、その二十七年二月の條に、武内宿禰の奏言を記して、「東夷之中、有二日高見國一、其國人男女、推結文身、爲レ人勇悍、是總曰二蝦夷一。」とあるのが初見である。こゝに蝦夷とあるのは、「カイ」もしくは「カイナ」の對音であつて、「カイ」は「カイナ」の省略、「カイナ」は「アイヌ」と同義であるといはれてゐる。古史にいはゆる蝦夷が今のアイヌ族の祖先であることは、特にいふまでのことではない。蝦夷は「エゾ」とも「エミシ」ともいはれるが、金田一京助氏の說によれば、今日樺太アイヌの間に殘つてゐる、アイヌ種族の古語と思はれるものの中に enju といふ語がある。これは enchiu とも聞える、「人」といふ意味の語で、ちやうどアイヌといふのと同義語で、これが「エゾ」の原語である。この enchiu が、古く enchiu に近く發音されたこともあり、それから「エミシ」「エミス」が出たのであらうといふ（考古學雜誌第十四卷第二號「言語より觀たる蝦夷とアイヌ」）。

熊襲族が、九州において、どのくらゐの範圍に勢威を張つてゐたかは明らかでないが、記・紀や古風土記に、景行天皇および日本武尊の熊襲征討の記事があり、仲哀天皇もまた熊襲を討つために西征されたのだと傳へられてゐる。記・紀の國生傳說に見えてゐる熊曾國については學者の間に種々の說があるが、その熊曾國といふのは、後の日向・大隅・薩摩地方に當るものであらう。大隅・薩摩は後に日向國から分立したもので、大隅は、和銅六年に置かれた國である。薩摩がいつわかれたかは明らかでないが、續紀の大寶二年四月の條に、筑紫七國といふことが見えてゐるに

よれば、その七國は、兩筑・兩豐・兩肥と日向とであるから、その頃はまだ、薩摩は分立してゐなかつたらしい。とにかく、後の薩・日・隅の三國地方は、古く日向國であつて、日向は、天孫降臨の祥地として一般に認められてゐた地方であるのに、古事記などに、日向の國名を擧げないで、熊曾國といふ名を以てこれをあらはしてゐるのは、どういふわけか疑はしいが、按ふに、當時にあつては、熊襲の勢威が盛であつたので、呼ぶにその名稱を以てしたのであらう。しかして、この薩隅地方は、後代にいたつて、隼人族の本據となつてゐる。隼人族は熊襲と關係をもつてゐるものであり、或は同族とも思はれるが、その驍勇であつたことは、續紀文武天皇大寶二年十月の條に「先レ是、征ニ薩摩隼人一時、禱ニ祈太宰所部神九處一、實頼ニ神威一、遂平ニ荒賊一、爰奉ニ幣帛一、以賽ニ其禱一焉。」とあり、また、「唱更國司等（今薩摩國也）言、於ニ國内要害之地一、建レ柵置レ戍守之、許焉。」などとあるによつても、片鱗をうかゞふことが出來る。しかも、この隼人は、大寶令の規定によれば隼人司の所管に屬し、分番上下して奉仕の任に當つたものもあるのであるが、元日・即位・蕃客入朝等の時に、狗吠を爲しまた風俗の歌舞を奏し、平日は、油絹や竹器を造るのを事としてゐたのである。續日本紀などによれば、蝦夷と隼人とは、相並んで、異種のもの、新附のものとして取扱はれたやうである。

以上のやうな諸種族は、歴史時代に及んでも、常にわが日本民族と接觸を保つて來てゐたのであるが、多くは夙く同化してしまつて、その痕跡をも殘さなくなつてしまつた。東北のアイヌ族だけは、永くその異種族たる風貌を傳へて來てゐるが、その領域は漸次北退縮小して、今は北海道の一隅に餘喘を保つてゐるに過ぎない。アイヌ族の東北地方にあつたのは、あまり遠い昔でもなかつたが、今日では、その地名などに、わづかに昔の名殘を留めてゐるだけで

ある。東北地方以外の地名にも、アイヌ族の蟠居してゐた時代のものが殘つてゐさうであるが、專門家のいふところによれば、白河關以南の地ではこれを見出し難いといふ。

上述の如く、わが古代における異種の民族と考へられるものを檢討して來ると、その或ものは、原住民の系統に屬するものであり、その或ものは南方渡來のものと思はれるのであり、しかも、古文獻の記載によれば、文化の點において、中堅民族よりもはるかに劣つてゐるらしいので、これらが、中堅民族の言語の上に特に著しい影響を與へたとは考へられない。もし影響があつたとすれば、それは、それら後代のものからではなく、原始時代に遡つて、日本民族構成期における要素としての原住民系、もしくは南方系のものからであらう。すなはち、わが國土の原住民の言語と、南方から渡來した Indonesian 系民族の言語とは、わが日本民族の宗族ともいふべき北方系の民族の言語を中心としての國語の構成に、重要な役目をもつてゐたのであらう。しかし、かういふことは、一の假說たるに止まる。九州の南端は、臺灣を足溜りとして、琉球列島から薩南諸島を經ての、南洋からの好上陸地點である。潮流もまたこれに幸する。しかもまた、九州の北部や出雲地方は、朝鮮半島を南下して來た、もしくは遼東地方から北朝鮮から黃海に浮んで渡來した北方民族・支那民族の好個の移住地であつた。それらの移住民族が、さらに瀨戶內海の沿岸に、進んでは近畿地方に、それぞれの安住地を求めたといふことも、想像に難くはない。しかし、さういふ時代においては文化の程度がまだ低かつたし、また各地の小文化圏間の連絡もなく、政治的統一の機も熟しなかつた筈である。わが國が漸く統一的國家の曙光をみるに至つたのは、神武天皇の御東征によるのであり、それが漸く統一的機運の釀成を見たのは、崇神朝の頃であらう。神社制度の確立、課役制度の樹立、四道將軍の派遣などは、國家が次を逐つて體制

を整へて來た徵證である。時人が崇神天皇を御肇國天皇と申上げたといふが、實に、この頃においては、近畿を中心とした地方における民族的・言語的の統一といふことも實現されたのであらう。しかし、當時においても、大和朝廷の勢力が、どのくらゐの範圍に及んだかは容易に論定し難い。四道將軍の派遣は、その範圍が那邊に及んでゐたかを暗示してゐる。僻遠の地方には、各方面にそれぞれの小文化圏をなしてゐる地域があつて、部分的にそれらを支配する豪族の類がゐたといふのが事實らしい。それらのうちには、倭王と稱して、海外に交通するものもあつたのであらう。前漢書には、樂浪の海中に倭人があり分れて百餘國を爲し、歲時を以て來獻すると見えてゐるし、後漢書光武帝の中元二年の條には、倭奴國の朝貢を傳へ、同安帝紀には、永初元年倭面土國王の入貢を錄し、魏志倭人傳には、景初三年の倭王卑彌呼、正始八年の倭王臺與の遣使貢獻の記事がある。これが、大和朝廷との交渉を傳へてゐるのが、前に述べたやうな地方の豪族の、王と稱するものの貢進を記してゐるのか、それについては、學者の議論が區々であるが、かういふ風の海外交通のことは、これら文獻に見えてゐるものの場合のみには限らなかつたのであらう。しかして、わが上古における支那との交通は、樂浪郡治の地を經由するものであつたらしいが、この交通路は、所謂倭人が往來して樂浪の文化を受け入れるに役立つたのみでなく、さらに遡つての原始時代における北方民族南下の一路でもあつたらうと考へられるが、それはともかくも、かういふやうな大陸との交通が樂浪の文化、漢魏の文化を傳へたのである。しかしこゝに注意すべきは、樂浪の文化が、近時の發掘によつても知られる如く、支那文化の系統に屬するものであることはいふまでもなく、その後に至つて、新羅・百濟が新に興り、高勾麗が南下して國を樹てゝ、朝鮮半島の文化が漸次開發されるに及んでも、それはやはり支那文化の勢力下に屬してゐたことである。わが國と大陸地

方との關係はかくの如き狀態の下にあつたが、大和地方以外に、地方的に文化の一中心を形づくつてゐたものに北九州がある。これは、考古學上の研究からも推考されるのであつて、すなはちそれらの地方には、一種の甕棺を主とせる墓制が行はれて居り、遺物としては銅劍・銅鉾があつて、その分布も濃厚であるが、それらには明らかに支那の將來品であることの認められるものがあり、作出品に多數の支那の古式鏡鑑その他の舶載品があつて、當時支那文化の影響の著しかつたことが知られる。しかるに、考古學者の所說によると、支那の漢末から三國の頃になると、上述のやうな九州北部の特殊の文化的所產は跡を絕つて、墓制の如きも、大體畿內地方のものと大差のないやうになり、副葬品に至つては、ほとんど一致して來るやうになり、魏晉時代の鏡鑑は、多數に近畿地方を中心として發見されるやうになつてゐるといふ。この事實は、わが國の文化が漸次近畿地方を中心とした文化によつて統一されて來たことを物語つてゐる。

日本語と朝鮮語との間には果して親屬關係があるかどうかについては、肯定論もあれば否定說もある。ウラル・アルタイ語族の研究がずつと進んで來なければ、朝鮮語や日本語がウラル・アルタイ語族に屬するとか屬しないとかいつてみても、それはとりとめもないことである。したがつて、こゝでは、その問題には觸れないことにしておくが、日本語と朝鮮語との親屬關係についての兩論者は、その說を推しつめて行けば、結局は親屬の程度の相異に歸するのではなからうか。この兩語の類似の點を相當のところまで認めることは、何人も異論がなからうが、たゞその類似から進んで、これを本質的のものと認め、兩者を同系から出たものと認めるか認めないかにおいて、肯定・否定の二つの論がわかれるものと考へられる。按ふに、わが國語は、この葦原中國にあつて、あまりに長く獨自的の發達を遂げ

て來てゐる。しかも、それはまた、幾多の旁系的の要素を、その發達の道程において攝取して來てゐる。彼のイギリス語が、大陸に近い、その島國的地位にあつて、他の諸種の要素を攝取して、大陸地方の諸語とは趣を異にした言語を發達せしめてゐるのは、好個の適例である。十九世紀の哲學者であり、歷史家であり、批評家であるテイヌが、その著英文學史において、得意の環境論を提げて、島國なるが故に、英文學の特殊性を論じてゐるが、これは、わが文學についてもいひ得るところである。さらにまた、大陸を控へて居り、海上遠く各方面に航路を有してゐるわが國の言語についても、この種の環境論は適用され得るのである。かういふ坩堝で各種の成分から鑄成された國語は、よしや朝鮮語とその本源を同じくしてゐるにしても、兩語の比較において、容易にその同系に屬する確證を發見し得ないといふのは當然である。いはんや、朝鮮語自身においても、夙くから支那文化の影響を受けてかなりの變化を生じて來てゐるにおいておやである。しかしながら、わたくしどもは、この兩語の間において、それが本源的の類似であるか、或はまた貸借の關係によるものであるかは別問題として、とにかく、次のやうな點において著しい類似點が見出されるといふ事だけはいひ得るのである。すなはち、第一に、兩國語は、大體においてその音韻組織に大差が無く、また音韻變化の傾向においても軌を一にしてゐる點が多く、第二に、兩國語は、共に多音節語であり、第三に、兩國語は、同じやうな文章法上の法則を有し、語詞排列の順序において一致して居り、第四に、用言の活用形式の上で、兩國語には趣を同じくしてゐるものがある。かういふやうに數へて來れば、兩語の間に或種の一致があるといふことだけは認められよう。しかしながら、われわれは、古代の朝鮮語については十分な知識をもつてゐない。われわれが比較に用ゐるのは、多くは後代の語である。であるから、われわれは、わが上古において、日鮮が常に文化的接觸を

保つてゐた時代に、また、朝鮮からの移住者が頻繁であつたわが上代において、いかなる朝鮮語が移入されたかの精確な知識をもつてゐないのである。當時にあつては、朝鮮は、わが國にとつて文化の先進國であつた。わが國に移住した朝鮮民族は、多くは文化的優越感をもつてゐた筈である。さういふ地位にある文化人の言語が社會に影響を與へぬといふことはない。わたくしは、かういふ點から見て、當代における朝鮮語の影響の如何に大きかつたかを考へるのであるが、或は兩者の關係はそれ以上のものであつたかも知れない。朝鮮文化の移入は、歴史の上ではかなり後代になつてあらはれて來るのであるが、實際においては、もつと古い時代に遡ることが出來るのであらう。しかし、それにしても、朝鮮半島の文化の開發は、比較的遲かつたのであるから、それは崇神朝以往には遡るまい。三國史記を見ると、近肖古王の三十年の條に、「古記云、百濟開國已來、未レ有下以二文字一記上事、至レ是得二博士高興一、始有二書記一。」とあるが、近肖古王の三十年は西紀三七五年に當り、日本書紀の紀年によれば、仁德天皇の六十三年になる。百濟が、この時代に、はじめて記錄を有するに至つたといふことは、文化の展開の程度を示すものといはなければならない。これから見れば、高句麗の始祖東明王の世に、すでに百卷の留記があつたと傳へられてゐるのは、果して眞實であらうかと疑はれる。東明王の世は、西紀前三七年―一九年といふことになつて居るのであるが、留記なるものがあつたとしても、それが始祖の時から記されたものではあるまい。後世の編述ではないかと思はれるけれども、これは單に推測に止まる。そこで、高句麗には東明王の世から記錄があつたとしても、百濟の記錄發生の後れてゐることを妨げない。何となれば百濟の文化は、その頃に至つてはじめて記錄を有するに至つたと見ればよいので、これをわが國の例に見ても、公の記錄に關する記事の國史に存するのは、履仲天皇の四年秋八月に、始めて諸國に國史を置き、

言事を記し、四方の志を達すとある日本書紀の記事が初見である（これより先、仁德天皇の四十一年に、紀角宿禰を百濟に遣はし、國郡壃場を分ち、具に鄕土の出す所を錄せしめたといふ記事が、やはり日本書紀に見えてゐるが、それは國外のことであるから、履仲紀のを初見とする）。私の、非公式の記錄は、朝鮮に於ても、わが國に於ても、漢字輸入後久しからずして起つたであらうけれども、公式の記錄の發生はずつと後れるのを當然とする。しかして、その時期は、文化の相當に展開した頃でなければならぬ。かういふ風に考へておいて、他方、轉じてわが國の朝鮮半島における勢力關係を見ると、古くわが國では、日本府を、任那において、勢力を振つた時代もあつた。百濟を助けて新羅と戰つたこともあつた。これより先のことであるが、高句麗好太王碑には、倭、辛卯の年を以て來り、海を渡り、百殘・新羅・加羅を以て臣民としたといふやうな記載がある。任那日本府は、欽明天皇の二十三年に滅び、次でまた任那復興の事が企畫されたのであるが、かういふ朝鮮半島におけるわが勢力の消長をみると、日本といひ朝鮮といふものゝ、軍事的にはそれほどの距りが無かつたやうであるが、文化的にはかなりの徑庭があつたと考へられる。それは、百濟その他からの歸化外人が朝廷に重用され、社會に尊重されたこと、それらの子孫が常に文化的職掌に當つてゐたこととの事實によつて證明される。佛敎の傳來は、わが國の思想史上の重要な事柄であるが、これに伴つて工藝・美術の發達したのも、また朝鮮ことに百濟の貢進によることが多かつた。醫博士・易博士・曆博士等を貢せしめ、卜書・曆本・藥物を獻ぜしめたのも、また百濟からであつた。かうした文物輸入の手は、次第に伸びて、遣隋使・遣唐使の差遣となり、直接に支那本土の文化を將來することとなつた。

上述のやうな情勢を展開する以前に、わが國はすでに十分な統一的國家の體制を確立するに至つてゐたことはいふ

までもない。しかして、その政治的に統一された國家が現出するに至つた最初の時期は、前にも述べたやうに、おそらくは崇神朝のころであり、また、その範圍も全國にはわたらなかつたらうと思はれるが、王化は漸次僻遠の地に及び、さらに餘威を朝鮮半島に布くに至つて、國家の組織もとゝのひ、國民の自覺も高くなり、わが國は、對外的にも對內的にも立派な體制を具へるやうになつたのである。この時期においては、國語に對する國民の意識も明確になつた筈であるが、言語的に見ても、この時代にあつては、すでに、今日の日本語の祖先である言語が、國語の王座を占めて、國內は、文化的にはその言語によつて支配されてゐたであらうと考へられる。この意味において、わたくしは、國語の成立期を崇神朝の前後におかうとする。

第三章　國語の初代と大化の改新

わたくしは、前章において、國語の成立期を崇神朝前後の時代に推定したが、いふまでもなく、われわれは、成立期の國語といふものを眼前に展開させることは出來ない。われわれは、たゞ後代の文獻によつて遡り得る古語の源流をそこに見出し得るに過ぎないのである。したがつて、わたくしの考察の出立點は、古代の文獻にあらはれてゐる古語の探求にある。文獻以前の國語の考察には比較の方法によるのを主とすべきことは、言語學のわれらに敎へてゐるところであり、印歐語の祖語の再建の如き、賢明な先蹤の存するものがある。しかし、現在のわが國語研究の上では、周圍の語族の研究についてみても、國語自體の研究についてみても、なほいまだ安んじて比較を試み得べき域に達してゐないといふ情勢にある。この意味において、わたくしは、こゝには、古語の探求による國語の原始時代にお

ける形態的傾向を考察する程度に筆をとゞめておかうと思ふ。

奈良朝以前の古語を考察するに當つて、われわれの研究資料となるのは何であるかといふに、やはり奈良朝の文獻がその主要な地位を占める。われわれは、これによつて前代の國語の狀態を推定するの外はない。推定はやゝもすれば危險を伴ふが、大體における國語發達の傾向は、愼重な推理によつて、その一斑を窺ひ得ると考へる。今わたくしは、左にわたくしの考察の一部を述べ、試案としてこれを提供する。

〔一〕 **音韻の識別に關する場合**

奈良朝時代の文獻において、後世では區別されなくなつてゐる音が書きわけられてゐる。すなはちエ・キ・ケ・コ等の十三の音についてそれ〴〵二類が區別されてゐたことは、近時の諸家の研究によつて明らかであるが、この二類の書記的區別を生ずるに至つたのは、當時の發音上の相異に本づいたものであり、書記の上にこの區別が嚴然と守られてゐることは、その一方において、もしこれを誤れば語義の混雜を來す處のあることを示してゐるものである。しかして、この事實は、こゝに三つの問題を暗示する。まづ第一に問題となるのは、この區別は果して何に本づくものかといふことであるが、用ゐられてゐる漢字の檢討による答は、この品類は、開合の別であり、等位の差であるといふ。これは、主として韻鏡によつて說明されてゐるのである。次に、それらの漢字で書きあらはされてゐる國語を主として考へれば、これは、母音の二種の區別によるものであると解釋される。「エ」に二種の別があるのは阿・夜二行の別であるが、他の母音についても、開合の二種があることが考へられる。現在の朝鮮語にも、oやuに二種の別がある。しかし、それだけではつきり解釋がつかないのは、もし母音に二種の別があるのならば、何故それらの母音の

結びつくすべての場合が區別されないのかといふことである。これを母音と結びつく子音の方面から見ても、その關係から、或種の音節には區別が立たないといふ理由は見出されない。これについては、次のやうなことが考へられはしないか。すなはち、これらの二類の區別は、奈良朝以後においては全く失はれてゐる、ことに「え」をあらはす「衣」の類と「延」の類とについては、奈良朝の文獻についても、果してはつきり使ひわけられたかどうかといふ疑問もあるくらゐであるから、これをもとに遡つてみれば、古くはすべての場合に區別された二類の發音上の相異が、奈良朝時代には十三の場合だけに殘り、それがさらに平安朝になつては全く失はれるやうになつたのであらうといふやうなことが考へられはしまいか。もつとも、こゝに引いた「衣」「延」の區別は子音の相異によるものであつて、他の母音の相異によるものとは、少しく趣を異にするが、音韻の單純化といふことから見れば、揆を一にするものである。和行のヰと阿行のイとの區別も漸次失はれて來てゐる。夜行のイが古く區別されてゐたとすれば、この音と阿行のイとは、はやくより混同してしまつたといつてよい。推古朝の假名には、字音の上で阿行である筈の「伊」と夜行である筈の「夷」とが通じて、イの假名として區別なく用ゐられてゐる。

　奈良朝時代の文獻において、十三類の假名が甲乙二種に書きわけられてゐたことは、當時の發音において、その二種の別が、意義上の相異をあらはす意圖に本づいてゐたことはいふまでもないが、これを書記上に區別するを得たのは、當時の人々が、よく發音上の相異を聞分けることが出來、これをあらはすに用ゐる漢字の字音に通曉してゐたために外ならない。しかるに、聽取の上においても書記の上においても、それだけの識別能力の發達してゐた人士が、十三類以外の音については、全く識別の跡を示してゐないといふことは、文字による國語の記載法の發達する以前

に、それらの區別が、發音上において意義の相異をいひわける音素的のものではなくなつたことと考へられる。當時の人士が、いかに漢字の字音に通曉してゐたかは、いまさらことごとしくいふまでもないが、所謂三内の鼻音n・m・ngを、漢字假借の場合によくつかひわけてゐたこと、すなはち、「信」や「訓」のやうに尾音がnであるものは、「信濃(シナノ)」「乙訓(オトクニ)」のやうにシナ・クニの如き奈行音をあらはすに用ゐ、「男」や「曇」のやうに尾音がmであるものは、「男信(ナマシナ)」「惠曇(エトモ)」のやうにナマ・トモの如き麻行音をあらはすに用ゐ、「相」や「香」のやうに尾音がngであるものは、「相模(サガミ)」「香山(カグヤマ)」のやうにサガ・カグの如き賀行音をあらはすに用ゐてゐることは、その一例である。もつとも、「相(サガ)」や「香(カグ)」の場合の賀行音が、實際に軟口蓋的破障音のgであつたか、軟口蓋的鼻音のngであつたかについては明徴を缺くから、はつきりしたことはいへない。しかしまた、一方において、オモヘリを「思篇」と書き、ヘグリに「平群」を宛てゝゐるやうな例を見ると、nとrとの音韻變化を念頭に入れて、漢字を使用してゐるやうであつて、當時の人々の音韻的敏感といふことも考へられる。文獻時代の初期において、社會が音韻的に敏感であることは、文字を有たない時代の習慣の然らしめるところである。文字によらずして、傳說を語り傳へ、歌謠を保存して行くには、音韻の正確を期すべきは、第一の肝要事である。これは、今日の未開土人の例についても知られることであつて、上記のやうな傳誦の場合でなくても、彼等は發音についてはすこぶる敏感である。文字を用ゐる時代になつては、社會の關心は、音韻を去つて文字に趨るのを常とする。もちろん、この場合において、文字の性質がその文字を用ゐる人々の音韻的感覺に影響を與へることが少くない。わが國では、最初に接觸したのが漢字であり、漢字が國字として採用されるやうになつたのであるから、漢字の字音は比較的精細に注意されたものであらうが、おそらく、漢字を以て國語を記錄する方法は、文

化において一日の長を有する朝鮮から移入されたものであらう。現に、朝鮮では、わが國よりも先だつて漢字を以て朝鮮語を寫す方法を發達させてゐたやうである。前にも述べたやうに、國語と朝鮮語は、言語的性質を同じくしてゐる。共に多音節語である。しかるに、漢字は、單音節語である支那語の上に發達した文字である。漢字が表語文字であることは、單音節語である支那語をうつすにはふさはしいが、多音節語である國語や朝鮮語をうつすには不便である。そこで、朝鮮では、その音訓を借りて、これを音節文字のやうに用ゐることを案出し、わが國でも、同様な方法によつて、これを以て國語をうつすやうになつたのであるが、採用久しきに及んでは、いづれの國においても、文化の發達に伴つて、そこに多大の不便と困難とを感じるやうになり、こゝに、兩國共に、假名といふべきものを別々に作り出してゐる。わが國で假名を發達させ、朝鮮で諺文を製作するに至つたのも、決して自國特有の文字をもたうといふ國民的の誇によるのではなかつたものと考へられる。しかし、漢字假用の當初に立ちもどつて見ると、當代の知識人は、さういふ不便を感じるよりは、むしろその便益に唆かされたことの方が多かつたのであらう。筆はやゝ岐路にはいつたが、要するに、漢字による國語の表記は、上述のやうな歷史的の關係をもつのであり、當初の時代にはかなり注意ぶかく檢討されたものであらうが、やゝ後になつて、萬葉集の漢字の用法に見られるやうな奔放な表記法が行はれるやうな時代になると、そこに幾分の無理も出來る。この點から見て、わたくしは前記のやうに、nとrとの音韻變化を念頭においてゐるやうな敏感な點もあるが、また一方には、軟口蓋的破障音gをあらはすに、軟口蓋的鼻音のngである、漢字の尾音を以てする程度の融通はあつたのではないかと思はれる。それは、この類の漢字の尾音の賀行音をあらはすに用ゐられたのは、和銅年間に朝廷から諸國の郡鄉の名は好字を選んで二字に定めよといふ詔があ

つた結果として選定されたものに多いからである。たゞし、この類の例には、國語の場合にも無いではない。萬葉集に、シグレを「鍾禮」と書き、オチタギチタルを「落當知足」と書いてゐるが如きがそれである。これらはいかに說明されるか。わたくしの考によれば、當時の人々は、おそらく漢字の字音の上では尾音のngを意識してゐたであらうが、國語のgをうつすにこれをもつてして怪しまなかつたので、それは、國語の上ではngの音が、音素として認められてゐなかつたためであらうと思ふ。ちやうどこれは、漢字音の上では、「伊」は阿行、「夷」は夜行であつて區別されてゐるが、わが古代においては、これを共にイをあらはすに用ゐ、また、萬葉集では、「得ル」を「宇流」と書いてゐる他の一方で「植ウル」を「宇宇流」と書いてゐるのと同樣で、國語の上に認められてゐない發音上の識別は、漢字の適用にあたつてもあまり深い注意を拂はなかつたのであらう。かういふ立場から見て行くと、上代における漢字假用の上で、清濁の區別が、どれだけ注意されてゐたかも一つの問題である。

上代の漢字假用の場合に、濁音だけをあらはすに用ゐられる漢字はあるが、清音をあらはすに用ゐられる漢字も、そのまゝ濁音をあらはすに用ゐられることがあるので、その限界がはつきりしない。春日政治教授は、推古朝の眞假名について、「清濁音による假名の區別は或度まで書別けられてゐた。奇・宜・自・陀・遲・代・夫などは濁音專用の文字であつたが、たゞ時には清音加を濁音に用ゐ、濁音支・岐、清音波を清濁兩用にし、濁音喜・凡などを清音に用ゐる如きもあるが、選字上時には流用されたものらしいのである(假名發達史序說)。」といつてゐられるが、かういふ傾向は、奈良朝のものにおいて、特に訓讀のものに著しい。「名積」(ナヅミ)・「多名引」(タナビク)・「阿白」(網代《アジロ》)・「言借」(イブカリ)・「粉枯」(コガレ)・「八重六倉」(八重葎《ヤヘムグラ》)・「小篠櫃」(偲ビツ)・「之努生」(偲バユ)の類は、萬葉に見

えたものであるが、これらは、言葉によつてのみその清濁は識別されるのである。かくの如きものは極端な例としても、かういふ傾向を馴致するに至つたのは、その因つて本づくところが無ければならぬ。草假名發達の後になつても濁音符の發生が遲かつたが、その源流は、やはり、上代にあつては、言葉によつて、清濁音の識別が、明確な地位を國語の上に占めてゐないものがあつたためではあるまいか。漢字音については、はつきり清濁の差別をたてゝゐたことは明らかであり、また濁音だけを表記する文字を選び出してもゐたのであるが、それが、或場合には清濁兩用の漢字の使用をさせたといふことは、われわれの一考を要する問題である。しかし、いづれにしても、かういふ漢字の流用がすでに推古朝にある事實は、この事實を裏書する事象のその時代に存してゐたことを物語つてゐる。

轉じて波行の古音について考へる。現時の學界では、波行の古音がPであつたといふことにはほとんど異論を見ないやうであるが、PからHへの道程において、PからFへの段階が何時頃であつたかについては明瞭を缺くが、推古時代の假名に輕唇音の非・夫・富などが波行のフをあらはすに用ゐられてゐるからといつて、この時代からFがあつたとはいへまい。支那の古代には輕唇音が無く重唇音のみであつたことは、淸の錢大昕の十駕齋養新錄に論じてゐる通りであらう。隋代にも輕唇・重唇の區別は無かつた。したがつて切韻の反切には輕重の區別が立てられてゐない。唐初に至つてはじめてその別が見えてゐる。さうすれば、古く非母の漢字が波行音をあらはすに用ゐられてゐたからといつて、Fの音が古くからあらはれてゐるとはいへない。現に朝鮮の字音では、それらが皆Pもしくはphの音になつてゐる。したがつて、むしろこれは、波行の古音がすべてPであつたことを證するものとなるのであるが、この問題は他の一方において、わが上代においてはHの音が無かつたといふことと關聯をもつ。もしわが波行の古音がHで

あつたならば、これをあらはすに適當な漢字がある。それは曉母匣母の文字である。これは溫州音・寧波音・上海音で匣母のHを失つてゐる外は、今日の支那各地方すべてこれをHに發音してゐる。朝鮮もさうであり、古音もさうであつたと思はれる。このHは喉頭摩擦音であるが、わが國にはこれに相當する音が無かつたやうである。故に、わが國では、このHの音をもつてゐる漢字にKの音を與へてゐる。梵語の Arahan, mahā を支那では阿羅漢・摩訶と音譯してあるが、その漢・訶に、わが國では Kan, Ka の音を與へてゐる。すなはち、支那のHは、わが國ではKに發音されてゐたのである。

さらに、國語の母音についての考察を進めてみると、古代の母音はa・i・uの三つだけであつて、e・oは後の發達であるといふやうなことも考へられる。舊著「古代國語の研究」のうちに、いさゝか鄙見を述べたこともあるが、今は、しばらくこれに觸れぬことにするが、さういふやうな音韻關係の各種の場合をとり出してみると、奈良朝以前と奈良朝以後との間に一線が劃されるやうである。

〔二〕 語詞の構成に關する場合

語詞構成の上から見ても、奈良朝時代の文獻にあらはれてゐるところによつて、前代の、さらに遡つての古い時代の構成原則といふものを見出すことが出來る。今、その二三について述べてみよう。

わたくしは、かねてから、古代における語詞構成について、特に動詞・形容詞の分化、動詞・形容詞の活用の發達について、造語成分の考察を試みてゐるが、動詞などの構成において、わたくしは、次のやうな型を見出す。

（一） ku(gu)—mu

sidu-ku（沈く） sidu-mu（沈む）　nozo-ku（臨く，覗く） nozo-mu（望む，臨む）

ho-gu（祝ぐ） ho-mu（譽む）

（二） su—ru

ka-su（貸す） ka-ru（借る）　na-su（鳴す） na-ru（鳴る）　ta-su（足す） ta-ru（足る）

（三） tu—su—ru

hana-tu（放つ） hana-su（放す） hana-ru（放る）　kuda-tu（降つ） kuda-su（降す）

kuda-ru（降る）　kobo-tu（壞つ） kobo-su（零す） kobo-ru（零る）

（四） X—asu, usu, osu

kutu（朽つ） kut-a-su（朽たす）　aku（明く） ak-a-su（明かす）　oku（起く） ok-o-su（起す）

oyobu（及ぶ） oyob-o-su（及ぼす）　tuku（盡く） tuk-u-su（盡くす）

（五） X—aru, oru

hutagu（塞ぐ） hutag-a-ru（塞がる）　kaku（掛く） kak-a-ru（掛かる）

uzumu（埋む） uzum-o-ru（埋もる）　nozoku（除く） nozok-o-ru（除こる）

（六） nu—mu

kasa-nu（重ぬ） kasa-mu（嵩む）　tuka-nu（束ぬ） tuka-mu（握む）

以上の六類は、その主要なものを示したのであるが、これらは、同語であつて、造語成分を異にするにしたがつて

分化するものをあげたのであるが、なほ別種の構成に屬する二三のものをあげれば、或動詞が、その語幹の母音を異にして、それぞれちがつた意義を分化するものとしては、

to-mu（富む、止む） tamu（溜む） tumu（積む） (to)-d-omu（止む） (tu)-tumu（包む）

の類があり、「散る」が「散らふ」、「流る」が「流らふ」となるやうな、afu のつくによつて、また、「あきなふ」「罪なふ」「おこなふ」のやうに、或成分に nafu がついて別の意義を生ぜしめるやうな、種々のものがある。

以上の各種のものは、或時代、たとへば、構成時代ともいふべき、國語の初代にのみ活躍した構成型と見られるもの、前後の時代を通じて絶えずあらはれて來る型と思はれるもの、或特殊の例においてのみ見られるものといふやうに、一様ではないが、文化の進展に伴つて漸次簡單から複雜に變つて來る精神生活の樣態に適應して、國語の品類を豐富たらしめて來た活動の跡が、この上にたどられるやうであらう。

形容詞の活用形は、奈良朝時代には、なほその原型時代の俤を存してゐる。元來、形容詞の本體はタカシ（高）・キヨシ（淸）のシにある。このシの形における形容詞は、終止形として用ゐられるのみならず、サカシメ（賢シ女）・クハシメ（細シ女）・トホドホシコシノクニ（遠々し越の國）のやうに、連體的修飾語としても用ゐられるのであるが、この語尾シと並んで語尾ク・キが存するが、これはおそらく別系統のもので、後世の形容詞の活用形ケレの原形であるケと同系のものであらう。ケレの活用は、すでに奈良朝時代にも、稀には見えてゐる。萬葉集卷十には「かへしやる使奈家禮婆」、同卷二の一云には「由遊志計禮杼母」などとあるけれども、この時代は、ケの全盛時代である。「なかなに死なばヤスケム」のやうな、未然形と見るべき例もあるが、古事記下卷「梯立の倉橋山はサカシケド」、萬葉集卷四「天

雲のそきへの極みトホケドモ」、同五「たまきはる命ヲシケド」、のやうに、已然形と見るべき例が多い。しかし、已然言であるからといつても、「こそ」の結にはならない。「こそ」は、キの形でうけてゐる。かういふ點から見れば、ケの形は已然形といふよりは接續形もしくは條件形ともいふべきものであつて、まだ遊離してゐたやうである。つまり形容詞は、奈良朝においてもまた十分に活用の體形を具へず、前代の餘波をうけて、やうやくその發達を遂げようとしてゐるのが、奈良朝文獻において、われわれの認め得るところなのである。

わたくしが、國語の初代における動詞・形容詞の活用形の發達について考へてゐる點を端的にいへば、わたくしはそれらの活用形の活用語尾といはれるものは、元來附着成分の性質をもつてゐたものであり、接尾辭であるとも見られるが、要するに一種の造語成分であると考へてゐるのである。しかして、この造語成分なるものは、時の古今を問はず、自由に活躍して、わが國語材を富ましてゐることは、前にも觸れておいた通りである。

以上述べ來つたところは、國語の初代に關する考察の一端であるが、要するに、この時代の國語は成熟の過渡期にあるのであるが、なほこの時代は、くはしくわかてば推古朝時代以前とその以後とで、前期と後期とにわかれるが、前期の時代は、一般的に文化の上から見ても、單なる輸入模倣の時代であつて、漢字・漢語の知識もかなり廣まつてゐたであらうが、さういふ漢字・漢語の影響がどのくらゐ國語に及んだかは容易に論ずることが出來ない。ウマ(馬)ウメ(梅)の如きもすでにこの期に存してゐたであらうが、明らかに外來語である。かういふのは、漢語の輸入といふよりは、物と共にはいつて來た外來語といふべきものである。後期の時代は、文化の諸相がすでに相當の進展を見せ、支那文學の教養、佛教教理の攻究も着々としてその效果を示してゐる。聖德太子の十七條の憲法は、當時の思想

界の反映である。しかも、かくの如き思想界の進運に伴つて、言語の内容も、言語の表現も、一そうの展開を見るべきは、理の當に然るべきところである。憲法の二に、「篤敬三寶、三寶者佛法僧也。」とあるが、當時この「三寶」を何と訓んだか明らかでない。その次にある「四生之終歸」の「四生」をヨツノウマレノと訓んであるのによれば「三寶」も或はミツノタカラと訓んでゐたかも知れない。しかし、さういふ訓み方による國語の表現では、十分にその内容をあらはし得ないことは、當時の人々も痛感したことであらう。これが、奈良朝の宣命では音讀されるやうになつて來てゐる。「信」をマコト、「義」をコトワリ、「禮」をヰヤと訓むのが十七條憲法の古訓のやうであるが、これらの類も、宣命では「禮等樂等」「孝義有人」の如き、みな音讀することになつて來てゐる。かういふ漢語が國語として行はれるやうになると、ライ(禮)・ガク(樂)・ケウギ(孝義)といふやうな、ラ行音の語頭にある語、濁音の語頭にある語、拗音の語頭にある語が、國語にあらはれて來ることになる。これらの類のものは、本來の國語にはない筈である。ことに、語頭にラ行音と濁音とを嫌ふのは、ウラル・アルタイ語全體を通じてのことであり、朝鮮語にあつてもまた同樣である。文獻の上では、これらの語類は、奈良朝に入つて普通に國語としてあらはれて來るやうであるが、實際においては、少くとも外來語的には、かなり古くよりのことであらう。漢文學方面のものと共に、「三寶」のやうな佛教關係の語類で、「法師」とか「布施」とかいふやうなもので、すでにこの頃から行はれたものも相當にあらうと思はれるが、どういふ類のものがあるか、まだ確證を得ない。

右のやうな特殊關係による國語の展開と相並んで、否むしろ、それよりも一そうの重要さを以て、われわれの考察を要するのは、當時における一般社會の動きと國語との關係である。この點において、わたくしは、後期における大

化の改新の國語の發達に及ぼせる影響を見なければならぬ。

わたくしは、わが國語史の上において、國語の變改の勢力のもつとも盛であつた時期として、次の三つを數へるに躊躇しない。一は、大化の改新から奈良朝の初期に至る時代、二は、鎌倉時代、三は、明治維新以後の時代である。これらの時代は、社會的政治的文化的に著しい變化を生じた時代であり、國語の上に著しい變改の跡を止めた時代である。しかしながら、かくの如き變改の勢力の釀成されるに至つた社會的事情に至つては、三者おのおのその趣を異にする。

大化の改新の基調は、天下の土地人民を公地公民たらしめるにある。中央集權制度の確立にある。これによつて、從來の氏族制度に本づいた社會組織は、完全に崩壞するに至つた。もとより、古い時代の社會組織は、豪族の土地人民の兼併私有によつて漸次崩壞しつつあつたのではあるが、とにかく、大化の改新までは、血によつて結ばれ、土地に根をおろした集團生活が社會組織の根柢となつてゐたのである。氏族制度時代の社會組織は、中世以後における封建制度時代の社會組織と相似たるものがあるが、封建制度時代のそれが、單に政治的の權力關係に本づくものなるに比して、氏族制度時代のそれは、もつぱら、祖神を同じくする血族關係に本づくものであるだけ、その集團的生活には、はるかに力強いものがあつたのである。氏族制度時代においては、氏族が社會生活の一つの單位であつたといへる。もつとも、この氏族制度といふものも、やゝ後になつては、氏族が必ずしも血族の集團には限らず、部民には血統を異にするものも含まれて來た事實はあるのであるが、その根本の觀念においては異なるところがない。かういふ社會生活の營まれた時代にあつては、言語上の變改は急激にはあらはれて來ない。統制の力が強くはたらく。ちやう

どそれは、封建制度時代の各藩の言語が、比較的固定の狀態を保つてゐたのと趣を等しうする。その理由は、大體二つに要約することが出來る。第一は、土地と氏族との關係が不可分の關係になつてゐたことである。無論、上代においても、氏族の移動はあつた。阿波の忌部が東國安房に植民したといふやうな例は少くない。それは、後世における諸侯の移封の如きものであるといへる。しかし、諸侯の移封の場合にあつては、移動するものは武士の階級に限られるので、武士階級の言語が、移封先において所謂「言語の島」を形づくることが多いのであるが、氏族的移動の場合においては、よしそれが「言語の島」を形づくることがあるにしても、それは新に開拓された「島」であつて、封建時代におけるやうな階級的の存在ではない。故に、その土地における氏族の勢力が擴大して來ると共に、言語と土地との關係が密接になつて來て、そこに一つの方言的領域が確立されるやうになる。いはんや、或氏族が、共同の祖神を奉じて一定の土地に占居すること久しきに及んでゐる場合、また、それ等の氏族が、これもまた、神代以來の神聖な傳統によつて政教の權を有する國造の下に、精神的に統一されて、平靜な社會生活に終始してゐた時代において、それらの社會の言語は、比較的固定の狀態にあつた筈である。未開時代の言語、文學を有せざる時代の言語は常に急速な變化を生ずるものであるといふ說は、かなり有力な支持者をもつてゐるが、これを肯定するには、社會組織の十分に成立つてゐない。したがつて生活の安定が缺けて居り、土地に對する定着性が缺けてゐる場合といふやうな、幾多の條件が伴つてゐなければならない。文學を有せざる時代といつても、その文學なるものも、書かれたる文學といふやうに、限定して考へなければならぬかも疑問である。何となれば、語り聽かれる文學もまた、言語に固定性を與へる有力な要素となり得るものであるからである。ことに、わたくしがこゝに問題としてゐる氏族制度時代は、すでに相當

な文化の展開を見てゐる時代であるから、未開時代の言語の變遷に關する一般論を以て律すべきでないことは、多言を要せずして明らかなことであらう。

第二に、氏族制度時代の言語が比較的固定の狀態にあつたのは、當時における一般社會の文化が集中的でなく、各地に小文化圏の散在を見たけれども、それらの小文化圏は、大體において對立的のものであつたことが、その主要な原因をなしてゐたと考へられる。國初以來、朝廷の權威は漸次確立するに至り、帝都は大和地方を中心として奠められ、近畿が政治上文化上の中心地帶となる傾向はやうやく馴致されるやうにはなつたが、後世における都鄙の懸隔の如き情勢は、なほいまだ見出されなかつたのである。小文化圏の地方的散在は、言語の中心の地方的散在を意味する。言語の中心の地方的散在は、言語の流動の範圍を限定する。隣接せる小文化圏間の狹い範圍における流動は、前に述べたやうな土地と人との關係によつて生じた方言的領域を超えての言語の融通を發生させるが、國語の發達といふ觀點から注目されるべき大きな變改の力は、かくの如き流動融通の間からは起らない。さういふ大きな變改の力は、種々の因由から生ずるのであるが、この場合に即していへば、一國の首府が政治上文化上の中心として他の地方の小文化圏に對して嶄然優秀な地位を占めるといふやうになると、その首府の言語は、おのづから軌範的勢力を有するものとなり、したがつて、各地方の言語はこれに追隨して來るから、こゝに全國的に大なる變改の力がはたらくやうになる。かういふ集中的情勢の生じなかつた時代においては、各地の一般社會は、ほゞ均整を保つてゐたのであるから、言語が著しい變改を生ずるに至らなかつたのは當然である。僻陬の地方にあつては、また、交通の隔絶その他の理由によつて孤立をつゞけてゆくから、その地方の言語はたゞ自然の推移の途をたどるに過ぎないことはいふまで

もない。

然るに、こゝに大化の改新といふ社會上の大變動が起つた。この改新は、必ずしもその成るの日に成つたのではない。その由つて來るところはすでに久しいのではあるが、少くともこの改新を一轉機として、わが國の社會組織は全く一變したといつてよい。實にこれは、わが國語の發達史上に注意されるべき一時期であつたのである。

大化の改新は、政治的には中央集權制の確立であり、社會的には氏族制度の解體であり、文化的には貴族的文化の促進である。中央集權制の確立は、一方においては、中央と地方との交渉を頻繁ならしめ、兩者の關係を密接ならしめるが、一方においては、政治的文化的に首府の地位を高めて、都鄙の懸隔を著しからしめる結果を生ずる。この結果は、言語の地方的均整を破つて、首府の言語に軌範的地位を與へる傾向を馴致する。氏族制度の解體は、他の諸種の社會的變革と相須つて、氏族と土地との關係を解放し、個人の社會的進出を自由ならしめる。從來は氏族の移動としてあらはれた社會事象が、この以後においては、戸または人の移動としてあらはれて來る。地方の小文化圏における言語の流動融通が、またこの新な事象に伴つて異なつた相を示すのは當然である。貴族的文化の促進は、ことにまた、言語の語彙表現を豐富ならしめ、しかもそれが、主として首府を中心として展開されたものであるがために、國語の發達に影響を與へることが多大であつた。他の多くの場合の事例について見られる如く、貴族的文化の發達の初期においては、その發達の基調となるものは、優秀な外來文化の憧憬である。大化前後およびこれに次げる時代の貴族的文化も、またこの例に洩れない。わが國語の上に、漢語を國譯したと思はれるもの、漢語の表現に本づいたと思はれるもの、思想發表の樣式の漢文的のものなどの多く加はつて來たのは、要するに、この時代の貴族的文化の促進

に伴つたものであらう。多くの人々は、奈良朝時代を以て國語の發達史の一の重要な時期と見てゐる。しかし、奈良朝時代は、國語史上における停滯期である。文化の上において爛熟期であると同樣に、國語の上におけるこの時代は、大化改新前後より引續いて來た國語變改の餘波が漸く收まつた後を承けて、古語と新語との調和が十分に成立つた時代であり、變改の力よりも統制の力が著しくはたらいてゐた時代である。中央の言語が、地方のそれに對して軌範的の勢力をもつてゐたと同時に、他の一方においてまた、軌範を古代の言語に求めようとする思想のあつたことも看過することが出來ない。古事記や日本書紀の編纂の上にうかゞはれる古語尊重の態度の如き、その一例である。古語の尊重は、古語のやゝ難解になり來つた時期に起る事象であり、また古語に軌範をもとめようとする思想の片影に外ならない。萬葉集の長歌などにも、古代の表現の樣式や古代の成語を襲用した實例も少くない。要するに、大化の改新から奈良朝の初期にかけては、國語の變改の勢力の著しく活いた時期であり、これを承けた奈良朝時代は、國語の統制の力が强く動いて、文化の爛熟期にふさはしい言葉の花の咲き匂つた頃なのである。

第四章　集中・偏在の時代

懷風藻の序に、「逮二乎聖德太子一、設レ爵分レ官、肇制二禮義一、然而專崇二釋敎一、未レ遑二篇章一、及レ至二淡海先帝受レ命也、恢二開帝業一、弘二闡皇猷一、道格二乾坤一、功光二宇宙一、既而以爲、調レ風化レ俗、莫レ尙二於文一、潤レ德光レ身、孰先二於學一、爰則建二庠序一、徵二茂才一、定二五禮一、興二百度一、憲章法則、規模弘遠、夐古以來、未二之有一也。」とあるが、こゝに「淡海先帝」とあるのは天智天皇であり、「爰則建二庠序」」とあるのは大學創設のことをさしてゐると解せられる。日本書

紀の天智天皇十年の條を見ると、小錦上を鬼室集斯に授けられたことが載つてゐるが、鬼室集斯の下に注して「學職頭（フムヤノツカサノカミ）」とあるが、これは後の大學頭に相當するものであらう。天智紀には大學といふ名は見えないが、天武紀や持統紀に大學寮の名稱のあらはれてゐること、又、天武紀六年五月の條に、大博士百濟人率丹、持統紀五年四月および七年三月の條に、大學博士上村主百濟の名の見えてゐる事などを考へ合せれば、前掲の序文の記事によつて、大學の創設を天智天皇の御代にかけて見て誤はなからう。延喜十四年の三善淸行の意見十二箇條のうちに、「伏見二古記一朝家之立二大學一也、始二於大寶年中一至二于天平之代一、右大臣吉備朝臣恢二弘道藝一、親自傳授、卽令三學生四百人、習二五經・三史・明法・算術・音韻・籀篆等六道一。」といふ一節があるが、こゝに大學を大寶年中にはじまるとあるのは、大寶令によつて、制度の具備した時期をさしていつたものと考へられる。しかし、天智天皇の創設に係る大學は、夙く衰微に赴いたのであつて、大寶四年藤原武智麿が大學助に任ぜられるに及んで、こゝにふたゝび盛運に向ふやうになつたと思はれる。おそらく、これは、大寶令の新制によつて復興したものであらう。藤原家傳下、武智麿の條に、大寶四年すなはち慶雲元年、武智麿が大學助に任ぜられたことを記し、次に學校の衰微したことを述べて、「先從二淨御原天皇晏駕一、國家繁レ事、百姓多レ役、兼屬二車駕移二藤原京一、人皆怱忙、代不レ好レ學、由レ此學校凌遲、生徒流散、雖レ有二其職一、无レ可二奈何一。」と記してあるが、すなはち、これは、天武天皇の崩御、持統天皇の遷都といふやうな事のあつたがための衰微であつた。そこで、武智麿は長官良虞王と共に陳請し、碩學を招いて經史を講說せしめたので、「浹辰之間、庠序鬱起、遠近學者、雲集星列、諷誦之聲、洋々盈レ耳」といふ有樣となつた。しかして慶雲三年七月に、武智麿は大學頭に從つた云々といふのが、その記事の傳ふるところである。大寶令の定むるところによれば、大學の職員は、

頭一人、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、博士一人、助教二人、學生四百人、音博士二人、書博士二人、算博士二人、算生卅人、使部廿人、直丁二人となつてゐる。前に引いた、三善清行の意見書中に、天平の代に、學生が四百人あつて、五經・三史等の六道を習つてゐたといふのは、この令制に合致してゐることであり、またその隆盛を見るべきである。大學の學生は、五位以上の子孫および東西史部の子から採用する規定であるが、八位以上の子でも請願するものはこれを聽すことになつてゐるが、地方の國學から貢擧するものも採用される。いづれも十三以上十六歳以下に限られてゐる。在學年限は九年で、九年にして貢擧に堪へぬもの、すなはち成業の見込の無いものは解退する。これが大體の制規である。大學に對して、地方には國學があつた。大寶の制では、部内のものを取つて博士とし、郡司の子弟を教育するを目的とするが、郡司の子弟がその員に滿たぬ時には、庶人の子弟を以てこれを補ふことになつてゐる。地方の國學は、果して令制通りに設置されたかどうか、明らかでないが、職員令には、「凡國博士、醫師、國別各一人、其學生、大國五十人、上國卌人、下國廿人」と規定されてゐる。しかして、國博士のことは諸書に散見してゐるが、國學のことは、太宰府のそれを除いては、ほとんど所見がない。

上記のやうなことからも考へられるやうに、奈良朝時代における高等教育の制度は、唐制の模倣たるに過ぎない。大學における學習の課程においても同様である。まづ經學についてみるに、學令に、「凡經、周易・尙書・周禮・儀禮・禮記・毛詩・春秋左氏傳、各爲二一經一、孝經・論語、學者兼習之。」とあり、教授に當つての學說についても、學令に、周易は鄭玄の注か王弼の注、尙書は孔安國の注か鄭玄の注、三禮と毛詩とは鄭玄の注・左傳は服虔注か杜預注、孝經は孔安國注か鄭玄注、論語は鄭玄注か何晏注といふことに規定されてゐる。これらの規定によつて、當時の

經學講究の狀態がはつきりと知られるが、なほこの時代において、史學方面の典籍でもつともよく讀まれたものとしては、史記・漢書・後漢書・三國志・晋書などであり、小學の書のよく行はれたのは、爾雅と玉篇との二種であり、文學もので非常に流行したのは文選であつた。かういふ類の書が當代の有識階級の教養の背景をなすものであり、當時の上層社會の思想の基礎となつたものである。われわれは、一方において、奈良朝の學制を知り、教育の趨勢を察すると共に、他の一方において、萬葉集の雄篇がこの社會に生れ出たことを考へる時、愕然として、惡夢から覺めたやうな感じをいだかざるを得ない。彼の山上憶良を見よ、大伴旅人を見よ、大伴家持を見よ、彼等は典型的の官人であり、また儒學の素養をもつてゐる當代の代表的文人であつた。憶良の如きは、遣唐少錄として支那に使したこともある。萬葉人のうちにはいかなる學問を修めたかの明ならぬ人が多い。しかし、奈良朝の情勢から見て、男性歌人の大部分が、主として儒學萬能の教育をうけてゐたものであると考へて、大差なからう。しかるに、それらの人々が、われわれの愛誦措く能はざる佳什の多くを後世に殘してゐるのは、そもそもいかなる理由に本づくか。わたくしはここに傳統の力の强さを想はざるを得ない。

奈良朝時代は、一面においては、唐制模倣の世であり、支那文化崇拜の世であつたが、他の一面においては、國民的自覺も强くあらはれてゐる時代であつた。古事記は、天武天皇の御遺志に本づいたものとはいへ、その編纂の成つたのは元明天皇の御代である。日本書紀の完成されたのは元正天皇の御代である。わたくしは、この日本書紀の編纂もまた天武天皇の修史事業の繼續であると思料してゐる。世に或は、日本書紀は、支那に對して、わが國に史書なきを慊みとして、すなはち對外的の意味を以て編纂されたものであるといふ說を成す人があるが、わたくしはさうは思

はない。漢文體を用ゐたのは、或は支那の史書の體に倣つたのでもあらうが、當時の人にとつては、漢文の作成はむしろ容易なことであつて、國文體の文章を草するのが、かへつて困難であつたらしいことは、古事記の上表文のうちに、太安麻侶が縷々自己の行文の態度について陳じてゐるのを見れば、思半ばに過ぎるであらう。文體こそ漢文であれ、日本書紀は、わが國の歴史を闡明し、國家・國民の來由を詳らかにし、政治的の起伏を說くがためのもので、それは實にわが國民を對象とするものであつた。日本書紀は、わが國家・國民の過去を明らかにしようとする國家的自覺・國民的自覺のあらはれであつたのである。かういふ自覺は、天武天皇の御代から漸次醞醸され來つたものであつて、天武天皇が、常に神祇崇敬に心を盡させられた事實は、實に國民に對して範を示されたものといふべきものである。奈良朝になつては、崇佛の風が盛であつたが、敬神の誠も衰へなかつた。こゝにおいて神佛習合の思想が起つて來た。

従來、神佛同體本地垂迹の說は、すでに、奈良朝時代に唱へはじめられたといはれてゐるが、それが誤であることは、學者の論定によつて明らかである。しかし、辻善之助博士の論じてゐられるところによると、かういふ思想は、飛鳥時代(天武・持統前後)から奈良時代にかけてわづかに芽を出しかけてゐる、それが藤原時代に入つてから、やゝ教理的組織が試みられ、その後、時を經て漸次大成せられ、鎌倉時代になつて、その教理に關する著述も出るやうになつたのであるといふ。しかして、奈良時代に芽を出しかけた、さういふ思想といふのは、神明が佛法を悦び、佛法を崇ぶといふ思想であり、この思想は事實の上にあらはれて神佛習合の現象となつてゐる。辻博士は、神佛習合に關する現象の史上にあらはれたものとして、(一)伊勢に伊勢大神宮寺が出來たこと、(二)靈龜の頃藤原武智麿が、越前

氣比神のために神宮寺を建てたこと、(三)天平十三年三月、宇佐八幡宮に、金字最勝王經および法華經各一部を納め、度者十八人を置き、三重塔一基を造らしめられたこと、(四)天平勝寶元年、宇佐八幡の託宣があり、天神地祇を率ゐ誘つて、必ず大佛鑄造の勅願を成し遂げ奉らうとお告げになつて、ついで上京されたといふこと、この四件をはじめとして、なほ鹿島・多度・熱田・賀茂の神宮寺建立の例を擧げ、「扨、當時における神佛習合の思想については、前にものべた如く、神は佛法を悅び佛法を擁護するといふのにあるのであるが、神は何に由りて、佛法を悅び之を護るのであるか。之は當時の思想に於て、神も衆生の一なりと考へられたるに由るのである。この神は、佛教でいふ諸天善神即それであつて、その諸天は即人間と同じく迷界の中の一つであり、猶煩惱を脫せぬものであるが、佛法を尊ぶによりて、之を衛護するのである。」と述べ、神が衆生の一つとして見なされてゐる諸種の例を示して、「かくの如く、神はまだ悟の開けぬ解脫せざる衆生である。之が進んで悟を開けば、菩薩となる。それがもう一つ進めば、佛となる。茲に於て神佛は始めて同體となる。奈良時代の思想では、神はまだ衆生であつて、菩薩にもなつて居らぬ。故に神佛同體などといふ說は、勿論存在し得ないのである。即ち本地垂迹說の思想は、まだ成立せず、その萠芽からやう〳〵にのびかけてゐる所で、猶その發展の初步に位するものである。」と論じてゐられる(「東洋思潮」のうち本地垂迹說參照)。

神佛習合の思想が、このやうに芽ぐみ初めたこの時代は、すでに述べたやうに、その背景に、國家的・國民的自覺の起つて來たことの認められる時代である。神佛習合の思想にしても、佛を崇めることは神意に適ふ所以である。造寺・造像・造塔・納經などは神の悅ばれるところである、神も佛によつて悟を開かれるといふ考は、佛を至上のものとはしてゐるが、畢竟これは敬神思想の庇蔭によつてはじめて崇佛思想の普及を期することが出來る當時の情勢を裏

書してゐるものである。これを方便と見るにしても、ロを神祇の嘉納に藉りなければならなかつたことは、外來信仰の弱點を暴露してゐるわけである。まだわが國民のものとなり切らない佛教が、眞に日本的のものとなるには、なほ幾多の歲月を累ねなければならなかつたのである。支那の學術がやはりさうであつた。前にも述べたやうに、大學・國學における授業は、ほとんど唐制そのまゝであり、支那の經史詩文の教養が、そのまゝ當代紳士に適用されたのであつたが、これは必ずしも、この時代の人々のすべてを支配することが出來なかつたと思はれる。あまりに支那的であることは、人心の胸臆に潜んでゐる日本的のものを滿足させることが出來ない。こゝにおいて、文學の方面においても、宗教方面において神佛習合の思想の萠芽があらはれはじめたやうに、和漢習合の形跡が見えはじめたのであつた。この場合にあつても、眞に和漢の思想の融合を見、所謂和漢混淆文體の發達を見るまでには、多くの年處を經なければならなかつたのではあるが、鎌倉時代の文學の曙光はすでに奈良山の雲際にほのめいてゐたのである。國語の上においても、また同樣なことがいへる。

貴族子弟の教育に唐制が採用され、漢籍の講習、漢詩文の修得が奬勵されてゐた時代に、萬葉集の如き文學の現はれてゐるのは、異樣の如くにして實はさうでない。わたくしは、萬葉集は、澎湃たる外來文化の渦中に立つ、奈良時代の人々の、打ちひしがれない、雄々しい內面的の發露であると考へてゐる。萬葉集の作者は、階級的に見れば、上は天皇・皇后をはじめまゐらせ、下は庶民・賤婦に及んでゐるが、いふまでもなく、これらの人々は、教養の上においては著しい差等があつたのであるが、等しく國初以來の傳統に生きて、よく國民文化の精神を發揮してゐる點において、われわれの驚嘆に値する。今、わたくしは萬葉集の考察に關して詳述する餘裕をもたないが、國語の發達とい

ふ點から見て、萬葉集が國語史にどういふ地位を占めるかを述べてみよう。

わたくしは、國語資料として萬葉集を考察するに當つて、これを當時の口語の代表的のものとして見るには躊躇する。無論、當代においては、文語と口語との乖離は甚しくはなかつたのではあらうが、歌謠語を以て直ちに口語の洗錬されたものとのみ解することは出來ない。ことに、或種のもの、たとへば人麿の長歌の如きものには、古語の復活されたものもあるやうであつて、單に萬葉集に見えてゐる言葉であるからといふだけで、これを當時において生命を有つてゐた言葉であるとはいへない。たゞし、文學的生命をもつてゐたとはいへよう。山上憶良の歌にしても、大伴家持の歌にしても、長歌となるとこの類がある。按ふに、この時代においては、歌はすでに歌謠の性質を失つて、見るもの、讀むものとなつてしまつてゐたやうである。短歌は、まゝ諷詠されたこともあるやうであるが、それが本來の目的ではなかつたらしい。ことに長歌にあつては、歌はれることはなかつた。すなはち、傳誦的のものではなくなつてしまつてゐる。したがつて、短歌の如き、即興的にも詠まれるやうなものはともかく、長歌の類にいたつては、もはやすでに机上沈思の作品となつて來てゐたのである。したがつて、例を古代の歌謠にもとめ、修辭を漢詩にならふといふことも起つて來る。萬葉集の長歌の類を、漢詩の格律をうつしたものであるといふ説の妄なるはいふまでもないが、その影響の少からぬことは、近時の諸家のいつてゐるとほりである。しかし、萬葉集を通じて漢語のそのまゝ用ゐられてゐるものが、ほとんど無いことは注意に値する。たまたま用ゐられてゐる場合は諧謔を弄するやうな場合である。萬葉集卷十六に、長忌寸意吉麻呂の歌として載つてゐる八首のうちの

詠雙六頭謌

一二の目のみにあらず五六三四さへありけり雙六の采

詠香塔厠屎鮒奴歌

香塗れる塔にな依りそ川隈の屎鮒喫める痛き女奴

詠白鷺啄木飛歌

池神の力士儛かも白鷺の桙啄ひもちて飛びわたるらむ

とある三首の歌、また同卷の

心をし無何有の郷に置きてあらば藐姑射の山を見まく近けむ

戯嗤僧歌一首

法師らが鬚の剃杭馬繋ぎいたくな引きそ僧（ホウシ）は泣かむ

法師報歌一首

檀越や然もないひそ里長が課役はたらばいましも泣かむ

高宮王詠數種物二首

葛莢に延ひおほどれる屎葛絶ゆることなく宮仕せむ

婆羅門の作れる小田を喫む烏瞼腫れて幡幢に居り

池田朝臣嗤大神朝臣奥守歌一首

寺寺之女餓鬼申さく大神の男餓鬼たばりてその子うまはむ

の如きがある。この最後の歌の餓鬼といふ語は、卷四に

相念はぬ人を思ふは大寺の餓鬼の後に額く如し

とあるが、前記の歌では、女餓鬼・男餓鬼として、國語と漢語との熟語を形成してゐるのである。また、卷十六に

この頃の吾が戀力記し集め功に申さば五位の冠

とあり、また卷十七に

過所無しに關飛び越ゆるほとゝぎすまれく我が子にも止まず通はむ

とあるが、これらの功・五位・過所などは、當時の社會として普通の漢語なのであるが、この類のものも、他には所見がない。

布施置きてわれは乞ひ禱む欺かずたゞにゐゆきて天路知らしめ

とある卷五の布施なども、當時にあつてめづらしくない語であつた。

以上が萬葉集に見えた漢語を列擧したのであるが、これらのうちには原は梵語である佛教語も交つてゐるから、純漢語と見るべきものは極めて少數であり、全體としても少數である。實社會において、漢語の勢力がどのくらゐであつたか不明であるが、前に述べたやうに、當時の社會情勢はかなり自主的であつて、外來文化は模倣するが、日本的にこれを化するといふやうな風であつたから、漢語の場合においてもさうであつて、國語にはいつて來た漢語の數は案外少かつたのではあるまいかと思はれる。萬葉集の例でみると、漢語でなければ、その意味をいひあらはされないやうな場合にのみ漢語が用ゐられてゐる。これは、この時代の宣命の考察によつてもたしかめられる。

續日本紀所收の宣命は、國家に重要な事件の發生した、その折々に煥發されたものであるから、その形式的の部分

を除いて、すべて新しく草せられたものであることはいふまでもなく、その草するものは內記であつたのである。しかして、今、これを延喜式所收の祝詞と比較してみると、兩者の間にかなり著しい相異のあることが見出される。延喜式の祝詞の年代については種々議論もあるが、延喜式以前、少くとも弘仁式においてすでに採錄せられたものであることは明らかであるし、個々の祝詞についていへば、古い時代のものもあり、新しい時代のものもあるが、その新しい時代のものでも、祝詞はその性質上古きによるを主としてゐるし、また、常に同一文を奏することとなつてもゐるから、大體これを一括して奈良朝の宣命と對比するも、決して不都合ではない。

さて、祝詞と宣命とについて、その用語關係を檢するに、わたくしは、そこに一の重要な相異の點を發見する。これは、その本づくところは、兩者の對象の異なることにある。祝詞は神に白す詞もしくは神命を宣する詞である。嚴肅を尙み定型を重んずるのは、その當に然るべきところ。神命を宣する場合であつても、それは臣下庶民に對するとは異なり、すなはち、鎭火祭においては、伊佐奈美命の敎へ悟されたことを述べて火の神を祭るのであり、龍田風神祭においては、天御柱命・國御柱命の敎へ悟された旨を述べて風の神を祭るのである。その對象はやはり神である。大祓の詞の如き神儀に關するものにあつては、その對象は、神でもなければ人でもない。一方的宣言であるから、これは對象をもたないといふ方が適當であらう。大祓の詞にあつては、詞そのものに神祕の力が存するやうに考へられてゐるのも、この故である。かくの如く、祝詞は、對象をもつものと、もたぬものとの二つにわかれるが、前者において、その對象となるものは神である。しかるに、宣命にあつては、すべてがその對象をもち、その對象となるものは、天皇以外のすべての人である。諭告がその主とする性質である。丁寧反復、對象をしてよく納得せしむるといふ

態度を有するものさへもある。こゝにおいて、上述のやうな諸種の事由から、祝詞の文辭は文語的であり、宣命の文辭は口語的であるといふ相異を示してゐる。今、宣命の二三の文辭を左に例示することゝする。

(一)如是仕奉侍爾、去年十一月爾、威加母我王朕子天皇乃詔豆羅久、朕御身勞坐故、暇間得而御病欲治、此乃天豆日嗣之位者、大命爾坐世、大坐坐而治可賜止讓賜命乎受被賜坐而答曰豆羅久、朕者不堪止辭白而受不坐在間爾、(第三詔)

(二)皇朕高御座爾坐初由利、今年爾至麻弖、六年爾成奴。此乃間爾、天都位爾嗣坐倍岐次止爲弖、皇太子侍豆。由是、其婆婆止在須藤原夫人乎、皇后止定賜。加久定賜者、皇朕御身毛年月積奴。天下君坐而年緒長久皇后不坐事母一豆乃善有良努行爾在。又於天下政置而獨知倍伎物不有、必母斯理幣能政有倍之。(第七詔)

(三)又大伴佐伯宿禰波常母云如久、天皇朝守仕奉事顧奈伎人等爾阿禮波、汝多知乃祖止母乃云來久、海行波美豆久屍、山行波草牟須屍、王乃幣爾去曾死米、能杼爾波不死止云來流人等止奈母聞召須。(第十三詔)

(四)汝多知諸者吾近姪奈利。又竪子卿等者天皇大命以汝多知乎召而屢詔志久、朕後爾大后爾能仕奉利助奉禮止詔伎。又大伴佐伯宿禰等波自遠天皇御世内乃兵止爲而仕奉來。又大伴宿禰等波吾族爾母在。諸同心爾爲而皇朝乎助奉牟時爾、如是醜事者聞曳自。汝多知乃不能爾依弖志如是在良志。諸以明清心皇朝乎助仕奉禮止宣。(第十七詔)

(五)復勅久、惡久姧岐奴乃政乃柄乎執天奏多末不事乎以天、諸氏氏人乎毛進都可方須己止理乃如毛不在阿利都。是以天、今與利後方仕奉良武相乃末仁末仁進用賜武。然之我奏之久此禪師乃晝夜朝庭乎護仕奉乎見流仁。(第二十八詔)

以上の五例を見て、われ／＼の第一に氣づくことは、(二)と(四)とが、短い「文」から成立つてゐることである。こ

の短い「文」は平安朝初期の竹取物語・伊勢物語・土佐日記などの文を想起せしめる。しかも、かういふ構造のものは、宣命中になほ他の類例が少くない。しかして、第二には、これらの例文にあらはれてゐるところだけでも、萬葉集や祝詞などに見出されない助動詞や特殊の表現などの用ゐられてゐることが注意されるであらう。これは、宣命が當時の口語を基礎とした文章であるが故である。萬葉集にない語詞の存するのは歌語と散文語との相異によるのであり、またその點においても、竹取・伊勢・土佐などの用語と古今の歌語との間に相異のあるのと相似てある。祝詞と宣命とがこの點において一致しないのは、前者がすでに述べておいたやうな特殊の性質をもつてゐるし、かつ時代においてもかなり古いものが多いのによるのであらう。

なほ、宣命の文體や辭句などが、當時の口語體のものと認められることは、これを正倉院文書に收められてゐる文書に對比すれば、さらにその確實性を增すことゝ信ずる。すなはち、次に二三の例をあげる。

（一）天平二十年他田日奉部神護解

謹解　申請海上郡大領司仕奉事

中宮舍人左京七條人従八位下海上國造他田日奉部直神護我、下總國海上郡大領司爾仕奉止申故波、神護我祖父小乙下忍、難波朝庭少領司爾仕奉支。父追廣肆宮麻呂、飛鳥朝庭少領司爾仕奉支。又外正八位上給氏、藤原朝庭爾大領司爾仕奉支。兄外従六位下勳十二等國足、奈良朝庭大領司爾仕奉支。神護我仕奉狀（中略）是以、祖父父兄良我仕奉都留次爾在故爾、海上郡大領司爾仕奉止申。

（二）天平寶字四年三月二十一日道守德太理啓

謹啓　仰遣稲事
調使家令馬直伍佰束
右以去寳字二年十一月充息嶋畢。
勝部烏牧納稲四百束
右件稲與商布直並合而背太部烏萬呂與生江息嶋春料頗分付。但白米五十石敦賀津進料一千二百束又其漕功
割用穎稲一百五十余束、又烏中倉著虚納状先日申給已訖。仍推問宜被命問志加婆頗新田買頗未進申支。仍
如此報申已訖。茲息嶋、後年勘知已訖。更床足之所無束把。
生江子老所稲
右息嶋與子老彼此召對今問定將申上。
天平寳字四年三月廿一日道守徳太理
更啓　從去年十一月臥脚病、迄今未參郡、加以比來之間、瘮方足瘡出、不得歩行、此即安人明見、如此患侍。
然草命存者、今上拜奉。
(三)天平寳字六年七月五日麻柄全麻呂啓
主奴麻柄全麻呂恐々謹啓
愛智郡進上租米參斛六俵駄二匹
右件租米、附全麻呂之戸口勝犬甘進上。乞照趣早速返赴甚宜。但米黒并缺代、今追參向面當申給。恐々謹啓。

然全万呂、以去月七日臥病、至今東西悪侍。但昨日明日間、少息侍。以十日參上、可拜奉諸下足。謹白。

以上の三例は公文もしくは私信であるが、その體裁・用語の如き、すこぶる宣命に類するものがある。かくの如き例はなほ多くを見出すことが出來るのであるが、一見したところでは漢語が多いやうであるが、實はそれも多くは訓讀したものらしい。(三)の例の面當の如きは、明らかにマノアタリであり、東西もトザマカウザマと訓む筈のものである。これらの點から見ても、當時において、漢語の勢力は弱かつたらしい。續紀の宣命にあらはれたところでも、盧舍那佛・如來・觀世音・菩薩・吉祥天・舍利・最勝王經・禪師といふやうな佛經關係を除いてみれば、禮・樂・孝義・力田・博士・鰥寡孤獨・謀反・邊戍・斬といふ類の比較的少數のものが存するに過ぎない。

以上、わたくしの考察して來たところでは、奈良朝時代の國語の語彙・語法の方面においては、當時盛行を見てゐた儒學・漢文學も、さしたる影響を與へることが出來なかつたといふ結論になる。當代の思想界が儒學・漢文學の感化を受け、佛教・佛學の影響を蒙ることの尠少でなかつたことは、今さら、こゝに論ずるまでもないが、上記の方面では、直接これに左右されるには及ばなかつた。しかし、地下の隱流は常に潛伏をつゞけてはゐない。平安朝初期における儒學・漢文學は、はるかに前代を凌いで隆盛を極め、國語の上にも少からぬ交渉をもつやうになつた。

奈良朝の言語と平安朝の言語との間には、種々の點において、著しい相異がある。おもだつたものだけをあげてみても、まづ音韻の方面では、波行音が、奈良朝の頃にもすでにFになつてゐたかとも思はれるが、平安朝になつては明らかにFであつた。しかして、平安朝の中期頃には、語頭以外ではWになつた。助動詞の「む」は、平安朝に入つては母音を失つて、mとなつたらしい。字音の mu, nu に終るものも m n となつたやうである。つまり鼻音の m n が、

語末では單獨に發音されるやうになつたので、子音に終る語が出來て來たわけであるが、これについては、漢字音の影響であるといふ說が、當を得てゐよう。漢字音が、かういふ影響を與へたといふわけは、國語のうちに、漢語が多くはいつて來たためであらう。吉澤義則博士は、その著國語史のうちで、「さて、かく撥ねる音が多くなつたのは、一つは漢字の尾音に刺戟せられてのことであらう。」といひ、平安朝に入つて漢語の多くなつた例として、竹取物語を引いて、この物語だけでも、名詞以外に、形容詞では「怠々し」、動詞では、「案ずるに」「念じて」「要じ給ふ」「懲ぜさせ」「請じ入れ」「害せられ」「奏す」「御覽ぜられ」「制しければ」「弓箭を帶して」「飛ぶ車一つ具したり」、副詞では、「切に否といふ」「かたち優におはす」など、漢語の國語化したものが頗る多い。これは、女子の用語をもととして書いたものであるとすれば、男子の用語中には、もつとずつと多いことであらうと述べてゐられる。音便の現象は、すでに、奈良朝の頃にもあらはれてゐるけれども、それは局部的であつたが、平安朝に入つては、撥音便・ウ音便・イ音便の三種が相當の範圍にあらはれて來た。たゞし促音便だけは、後期になつて、すなはち、院政時代頃になつて生じたものと見るべきであらう。なほ、音韻組織に關しては、奈良朝に存してゐた、彼の十三類の音韻の識別は、平安朝になつては失はれてゐる。しかも、一條天皇の御代の頃には、「イ」と「ヰ」、「エ」と「ヱ」、「オ」と「ヲ」の發音上の區別も漸く亡びるに至つた。語法關係のものについていへば、奈良朝時代の四段活用の動詞であつたもので、例へば「モミヅ」(紅葉)のやうに上二段になつたものがあり、「ミダル」(亂)のやうに下二段になつたものがあるといふ次第で、活用の變化が起つて來てゐる。形容詞においては、「ク・シ・キ・ケレ」、「シク・シ・シキ・シケレ」の活用形が完成して來た。助動詞にあつても、いろ〳〵の出入があつた。その他、「イハクﾟ」(云)・「キカクﾟ」(聞)・「ツグラ

ク」(告)・「イヒケラク」(云)のやうなクの形式は行はれなくなり、「チラフ」(散)・「ナガラフ」(流)・「スマフ」(住)のやうなフの形式もまた亡びた。敬語の語法の「キカス」(聞)・「シラス」(知)・「タタス」(立)のやうなスの形式は失はれたが、動詞から轉じた、「タマフ」(賜)・「キコユ」(聞)・「マウス」(申)の類、他の類の助動詞から轉じた「ス」「サス」「シム」の如きものを動詞につけていひあらはす方法が發達して來てゐる。以上は、奈良朝と平安朝との兩時代の間に起つた變遷の跡を例示したに過ぎないのであるが、かういふ變遷は、果していかなる事情に基づいて起つたものであらうか。

奈良朝時代と平安朝時代との間には、國語史の上に一の暗黑な空隙がある。その間の國語資料は缺けてゐる。和歌にしても、萬葉集と古今集との間をつなぐべき資料に乏しい。散文にしても、わたくしは、既記のやうに、續紀の宣命と竹取・伊勢・土佐などとの間に一脈のつながりを見出てゐるけれども、それは弱い。儒學・漢文學の方面では、大學・國學の制は連綿として絕えず、列聖常に意を講學に用ゐさせられ、ことに仁明・嵯峨の兩帝は、漢文學の奬勵に力をそゝがれたので、斯學の隆運はまことに人口を膾炙するものがあつた。大學に對して、諸氏の私學も起つた。弘文院は、和氣淸麻呂の子廣世が父の志を繼いで創設したもので、日本後紀には、「大學南邊、以二私宅一置二弘文院一、藏二內外經書數千卷一、墾田卌町、永充二學料一、以終二父志一焉。」と記してある。弘文院に次いで創立の舊きは勸學院である。嵯峨天皇の弘仁十二年、藤原冬嗣の肇めたところで、これを大學の南曹とし封戶を割いて、その資としたのである。これについでは嵯峨天皇の皇后橘嘉智子がその弟氏公と議して設立された學館院があり、王氏の學問所であつた淳和院、元慶五年、在原行平の設立した奬學院などがある。淳和天皇の天長年中僧空海の設立した綜藝種智院もまた、儒

佛二教を教授するためのものであつた。したがつて、當時における漢詩文はめざましい發達を示してゐたが、わが國文學の方面には、ほとんど見るべきものがなかつた。世の學者の多くが、この時代を國文學史上の暗黒時代となすのは、この故である。

しかしながら、この期間は、國文學にとつては、實に平安朝中期の展開をなすべき準備時代であつたのである。草假名の發達は、この期間の所産であるといつてもよい。國語を書記すべき簡易平明な文字を有たなかつたゝめに、その進路を妨げられてゐた散文は、草假名の發達によつて、はじめて光明を得たのであつた。したがつて、われ〳〵は萬葉より古今へ、宣命より竹取・伊勢・土佐へと移つて、直ちに平安朝文學の春に接することになり、いかにもその間に一大飛躍があるやうに感ずるのであるが、おもふにこれは、資料の中斷に基づく認識の不足であらう。言語はさう急速に變化するわけのものではない。この故に、わたくしは、奈良朝時代から平安朝末に至る間を以て、國語史上の大きな一時期と見、これを以て國語の發達の第一期と考へることも可能であると思ふ。奈良朝時代は、國字がまだ漢字假用時代を脱しなかつたゝめに、國語もなほ十分の發達を遂げるに至らなかつた時代であつた。奈良朝時代にあつては、儒學・漢文學がなほ純支那的のものたるを失はず、漢音・吳音の學習も語學的に相當に重んじられてゐたゝめに、漢字の字義、漢字の字音の歪曲は識者の許すところではなかつた。しかるに、平安朝に入つては、草假名の發達があつて、國語の書記にも不便を感ずることなく、漢字の使用においても自主的裁量を下すことが出來るに至つたことは、國語・國文の發達にかなりの影響を與へたものである。遣唐使の廢止も、支那語學・支那文學の方面では、一つの著しい打撃ではあつたらうが、國語や國文の方面にとつては、それは一つの福音でもあつたのである。

平安朝の國語は、かくの如くにして、國語史の上において、二つの重要な意義をもつてゐる。一はすなはち、發達史的のものであり、一はすなはち文化史的のものである。發達史的に考へれば、平安朝の國語は、國初以來の傳統をもつわが國語が、多くの年代を重ね、大化の改新を一轉機として、爾後幾多の外面的影響をうけ、不斷の内面的展開を示して來ながら、こゝに一旦落付くところに落付いたといふやうな、發達の一段階を示すものである。これを文化史的に見れば、平安朝の國語は、王朝文化の所產として、王朝文化がわが國において後世の仰慕するところであつたがために、長く規範的の力をもつやうになつた。たゞし、その規範の力は口語に及ばなかつたのは、いふまでもない。それは和歌において、和文においてのみ權威を有するに過ぎなかつたのである。

平安朝の國語の軌範としての力が、口語の上に及ばなかつた理由は明白である。それは、平安朝の中期頃から、言文が二途にわかれたからである。何故に言文が二途にわかれたかについては、從來はつきりした答が與へられてゐないが、わたくしは、この時代の文學が、和歌にせよ、物語にせよ、貴族文化の上に發達したものであるからであると思ふ。言語學上から見ても、口語と文語とはどうしても相分れる運命にあるには相違ないが、いはゆる縺れつ縺れつで、常に不卽不離の關係に立つのが普通の場合である。しかるに、わが國語にあつては、延喜・天曆の頃に袂を分つた口語・文語が、明治の御代に至るまで、相會ふことの無かつたのは、まことに不可思議な次第といはなければならぬが、これは、わが國の過去における文化の集中性・偏在性の然らしめるところである。過去における文化は、地理的には首府に集中し、階級的には上流に偏在してゐた。これは、奈良朝時代からすでにさうである。萬葉集における東歌は、地理的には東國であるが故に、階級的には下層のものであるが故に、それらの人々の歌を特殊の存在として

取扱つたものである。方言尊重の意味でないことはいふまでもなく、編者は全く異郷趣味ともいふべきものに刺戟されたのであらう。方言の輕侮は、平安朝文學の諸所に見えてゐる。都人士は、地方の言葉を嗤ふ。これは、教育その他の見地からではない。たゞそれが地方の言葉であるが故に嘲笑の題目となる。同じく都會の言葉であつても、それが階級を異にするものの言葉でさへあれば、宮廷人士はこれを雅かならぬものとして、擯斥したのであつた。宮廷の才女たちにとつては、國語に熟してゐない漢語の如きは、まことに厭はしいものであつた。錚々たる博士も、源氏物語にあらはれては、「おほし垣下あるじひざうに侍りたうぶ。」といつて笑はれてゐる。「ごくねちのざうやくをぶくして」と語る、儒者の娘もあるが、それは非常識の女であると見られてゐる。東國の言葉が舌だみて聞かれるも當然である。かういふ時代には、貴族社會、宮廷人士によつて、雅馴であり、優美であると認められたもののみが標準的の力をもち、傳統的に權威あるものとなる。しかしながら、これは、他の層の人々にとつては、風馬牛である。教育のこれを導くことなく、印刷のこれを廣めることなく、交通のこれを達することなく、衆庶は、その一部の社會においてのみ發達した言語を、高閣の花と仰いでゐた。したがつて、この兩者は、到底手を携へて行くことは出來なかつたのである。しかるに、この標準語は、年次を經るに及んで、ほとんど人工語の如き性質を帶びるやうになつた。ちやうど中世のヨーロッパにおいて、學者の間ではラテン語が談話にも書記にも用ゐられ、わが國において、漢學者の間では漢詩・漢文が盛に作られてゐるやうに、後世の人々は、自己常用の口語とは非常に異なつてゐる平安朝の言語を用ゐて、作歌・作文を試みることに、何等の疑惑をもいだかず、年久しきにわたつた。ほとんど死語のやうになつてしまつた平安朝語が、時と處と人とを超越して、長く標準語的權威をもつてゐたことは、傳統の力のいかに强いかを

語るものである。しかしながら、それは、夢幻の世界においてゞある、黄昏の世界においてゞある。現實の社會、白日下の大道にあつては、傳統の力は、やゝもすれば弱められる。舊に對する新、傳統に對する反抗の勢はいつしかにあらはれて來る。

第五章　分散・均等の時代

奈良朝および平安朝の國語の中心勢力が集中的偏在的であつたとすれば、國語の中心勢力の上から見て、次に來る時代、すなはち院政時から室町時の終にいたるまでの間は、これを分散的・均等的の時代といつてよいやうである。鎌倉時代は、平安朝の末から擡頭して來た武士が、政治的・社會的に優れた地位を占めるやうになつて來た時代である。新に武士といふ階級が勃興して來たことは、社會上の一大變革である。しかも、武士なるものは、その出自をたづねれば、もと地方の農民から出たものであり、また實際において地方の農民であるものも少くなかつた。事あれば劍戟を執り、事無ければ耕耘に從ふといふ生活を營むものが多かつた。かくの如き地方武士の擡頭は、その因つて來るところ、一朝一夕ではない。

地方武士の勢力の大部分を成したものは、その東國に蟠居してゐたものである。東國の武人が源平二氏に從屬してその誠を竭し、源平二氏が、邊境に勢力を扶植したのは、日すでに久しく、東國武士と源氏との關係は、前九年・後三年の役においてかたく結ばれたものと考へられる。西國にもまた、地方武士の勢力を張つたものがないではない。後、源平二氏の戰亂の際には、東國の武士は、主として源氏に屬し、西國の武士は主に平家を助けてゐた。然し、數

において、質において、東國武士の比ではなかつた。

鎌倉開府によつて武家政治がはじまるに及んでは、その武家政治の背景をなすものは、これらの地方武士であつた。しかして、從來文化の中心であつた京都は、いたづらに虚名を存するに過ぎなくなつたが、鎌倉もまた文化の中心ではなかつた。この時代においては、文化が分散的であつて、廣く各地域に行きわたり、汎く各階級に行きわたる傾向をもつてゐたのである。從來のやうに文化が京都に集中するのではなかつた。舊時のやうに、文化が貴族中心、宮廷中心ではなく、下層の階級のものもまた、機會の均等を得るやうになつた。文化の傾向がかくの如くになつて來た社會においては、國語もまた一大變改を見ざるを得ないのであつた。しかし、われわれは、その考察に入るに先だつて、まづ、武家政治の背景をなし、實力的に當時の社會を支配してゐた武士の教養について一瞥する要を認める。何となれば、それらの國語に及ぼせる影響の如何は、その教養の如何によることが多いからである。

王朝の末、藤原氏がいかに無能力であつたにもせよ、よく多年の積威を襲して、天下の實權を握るに至り、しかもよく、藤原氏に代つて國政を執ることを得させた武士の人格・器量は、いかにして養成されて來たかは、重要な問題であるが、史料に乏しく、適切な解釋を下し得ない。たゞ原勝郎博士の說に傾聽すべきものがある。氏は、武士修養の進步について、その原因を擧げ、第一、東人にして西上せるもの、すなはち、相撲人や宿衞のため上京した武人などが、その鄉曲に齎した文化の傳播、第二、京人で東下したもの、すなはち貶謫された公卿・搢紳、東國に散布した武將の遺孽、東國往來の商人等の感化、第三、僧侶の薰陶の三つを數へてゐられる(「日本中世史」參照)。これらのうち、特に注意されるべきは、第三の僧侶の薰陶であらう。原博士は、これについて、「遠く奈良朝に遡れば、勝道は下

野芳賀郡に出でて、延暦の初二荒山を闢き、代稍降りては、圓澄は武藏埼玉郡に出て、壽俊も亦同國より出て、相模は義眞を出し、信濃は慧亮を出せり。承和には、圓仁野州に出て、道詮は嘉祥に武藏に出で、寛平には猷憲、下野鹽屋郡に出で、又永祚の陽生は伊豆酒井北條北田郷の人なり。長徳には遥賀、駿河より出で、長和には甲州の沙門善法あり、永承には、常陸の沙門清海あり、治暦には、武藏に延救あり、信濃に平圓あり、永保には、信濃はまた、戸隠山住長明を出し、下野の快賢は保延年間に著はる。（中略）弘仁中には、傳教大師の本願によりて、上野・下野兩國に向ひ、二千部の法花經を書寫せるあり。之に先ちて、延暦中には、下野大慈寺に廣智あり、常陸に最仙あり、廣智は俗菩薩の號ありて、釋安慧及び圓澄等の一時皆師事せしところ、最仙は、戒慧兼縕にして、常州の講師に任ぜられ、西蓮寺を行方郡に建てゝ教法を弘通せり。俗に號して悲增大士といふ。釋德一は、常陸に筑波山寺を闢きて、門葉益茂けり。桓舜は、天喜中、豆州に遊びて、法を溫泉神祠に說き、而して、天祿年中、空也上人の念佛を說けるや、亦主として、その力を東國奥羽に注げり。其他、奥州後三年記に、奈良法師の清原眞衡の護持僧として彼地に駐まれるものありしことを記するによりて之を徴するも、京師及び近畿の僧侶等の下りて東國に徘徊せしものの少からざりしことを明にするに足らむ。されば、其化他と自修とを論ぜず、此等僧侶の及ぼせる影響は、決して少小にあらざりしなり。加之、東國また、當時にありて、著名の寺院に乏しからず。駿の久能山、豆の修禪寺、常の筑波寺、野の滿願寺、大慈寺、藥師寺、武の慈光寺の如き、其最たるものなり。（下略）」（日本中世史の研究八三頁以下）

以上の如き關係は東國の考察において缺くべからざるものであるが、さらに、進んでこの時代における佛教、ことに淨土宗・禪宗・眞宗・日蓮宗・時宗の如き、宗派の布教の狀況を見ると、いかに、當時の布教僧が、文化の傳播に

力を注いだかがわかる。今こゝに詳述することは避けておくが、とにかく、浄土宗・禪宗の如きは日本六十六國の全體に、眞宗・時宗は主として近畿から東に、日蓮宗は關東から東北地方にかけてといふやうに、いづれも布敎と共に文化の傳播につとめてゐるといふ事實は、この時代の文化の分散的傾向との關係において注意を要する。なほ、これらの新宗派が在來の宗派に屬するもの ゝうちで、もつとも多く蠶食してゐるのが天台宗であるといふ事實も、また以て貴族的文化の衰退を物語つてゐる。

翻つてまた、鎌倉時代の地方制度を見るに、もとより、この時代の制度の根本は、つまり將軍と家人との關係に外ならない。家人とは、將軍の直轄に屬する武士をいふのであるが、御家人にも段階があつて、大名と稱するやうなものもあり、地頭その他の職を帯びるものがあり、別に何の職を帯びぬものもある。大名は多くは守護である。しかして、前に述べた、別に職を帯びず、守護の催促にしたがつて幕府に奉仕するものは、狹義にいはゆる御家人である。しかして、守護人は、邸宅を鎌倉に有し、多くは鎌倉にあるので、その領國の政治は守護代をして執行せしめたやうであるが、職とするところは、主として軍務であり、領國内の御家人の調査を行ひ、御家人をして、京都と鎌倉の大番役、また、領國の政廳たる守護所の大番役の勤仕をなさしめ、なほ、要害には番役を置いてこれを守らしめ、また有事の際には軍勢を催促する等の事を掌る。次に、地頭職は、一に鎌倉將軍の進止によるものであるが、地頭は守護とは全く趣を異にし、その中には、守護で地頭となつてゐるものがあり、單純な御家人であるものもある。地頭の下には庄官があつて、その事務を執行することになつてゐるが、庄官といふのは、公文・總追捕使・田所職・收納使・名主等をさすのである。かういふ制度は、鎌倉時代を通じて、大體において大差なかつたものであるが、これは軍務

と直接の關係があるので、各機關の聯絡も遺漏がなく、都鄙を通じての交渉も敏活であつたやうである。こゝにもまた、文化の血管が通じて居り、國語のあたゝかい血が流れてゐるのであつた。

平安朝の漢文學は、菅・江二氏に極まる。菅家にあつては、是善・道眞・淳茂、相嗣ぎて聞え、淳茂の兄高視の子文時は、世に菅三品と稱せられた人。その子雅熙・輔昭並びに文學を以て聞えてゐた。江家にあつては、音人に至つてはじめて著はれ、音人の孫朝綱、朝綱の孫佐國、共に詩文を善くし、音人の曾孫以言また文を以て鳴つた。音人の第四子を千古といふ。千古の後に匡衡がある。その子擧周、擧周の子成衡、その子が匡房である。源義家に兵書を授けたのは、この匡房である。しかるに、本朝文粹を檢するに、匡衡の草した、長德二年四月の「請㆘特蒙㆓天恩㆒因㆓准先例㆒兼㆗任備中介闕㆖狀」と題する文がある。そのうちに、「因㆑之、今雖㆑被㆑與㆓文道㆒、曾無㆓向㆑儒尊㆑師、涉㆑書耽㆑學之徒、纔釣㆓成業之名㆒、多爲㆓出身之計㆒、然間、三史文選、師說漸絕、詞華翰藻、人以不㆑重、道之陵遲、莫㆑不㆑由㆑玆。」といふ句がある。匡衡の言は、誇張の點はあるが、この文の草せられた一條天皇の長德ごろの學界の弊風は、まさにこの通りであつたらう。元來、奈良朝以來の大學の課程にしても、平安朝時代の詩文の研究にしても、畢竟、名聲を機微の間に博しようとする野心の具であつたのである。道之陵遲の因由は、けだしこゝにありとすべきである。これが院政時となり、鎌倉時代となるに及んで、ます／＼甚しくなつたやうである。吾妻鏡、承久三年六月十五日の條に「辰刻、國宗捧㆓院宣㆒、於㆓樋口河原㆒、相逢㆓武州㆒、述㆓子細㆒、武州稱㆑可㆑拜㆓院宣㆒下㆑馬訖、共勇士有㆓五千餘輩㆒、此中可㆑讀㆓院宣㆒之者候歟之由、以㆓岡崎次郎兵衞尉㆒相尋之處、勅使河原小三郎云武藏國住人藤田三郎文博士者也、召㆓出藤田㆒讀㆓院宣㆒。」とある。いふ勿れ、鎌倉武士と。武州すなは

ち北條泰時であるが、泰時の幕僚に院宣を讀み得るものなく、五千餘輩のうちからその人をもとめた前後の事情を考へれば、當時の社會狀態が、推想しがたくない。泰時が、貞永式目の文句を平易ならしめたのももつともと肯ける。しかし、かういふことは、武士の間においてのみではなかつた。愚管抄卷七に、當時の僧俗の無學を歎じてゐる一節がある。「總じて、僧も俗も、今の世を見るに、智解のむげにうせて、學問といふことをせぬ也。學問は、僧の顯密をまなぶも、俗の紀傳明經をならふも、是を學するにしたがひて、智解にてその心をうればこそおもしろくなりてせらるゝことなれ。すべて、末代には、犬の星をまほるなんどいふやうなることにて、え心得ぬ也。（中略）すべて、さすがに、內典外典の文籍は、一切經などもきら〳〵とあんなれど、びはのくるみをかゝへ、隣の寶をかぞふると申ことにて、學する人もなし。さすがに、ことに其家に生れたる者は、たしなむと思ひなれど、その義理をさとる事はなし。いよ〳〵是よりのち、當時ある人の子孫をみるに、いさゝかも親のあとにいるべしと見ゆる人もなし。」と記してあるのを見ると、一般の情勢がよく知られる。これが室町時代になると、一そう甚だしくなつたことはいふまでもない。花園院御記にも「近代儒風大廢、近日中興、然而未及廣」と記されてゐる。和歌の道においても、同樣であつたらしく、「小夜のねざめ」には、當時の判者が、判の詞をかゝぬやうになつたことを嘆じて、「此ころ承れば、道のあやまちあらじとてかやうにとゞめられ侍るとぞ。是はことはりなるかたもあるにや。唐國の文をうかゞはざる人は、すべて判の詞をば思ふまゝにはかきのべられがたきにや。されば基俊などは、詩作りにて有しかば、中にをよばす、俊成定家爲家卿までは、ひろく學問をせられたる人にてあれば、歌の判も唐國の詞をかざり、ゆうにとりなされてこそかゝれしか。今は我道の事をこそわづかにたしなみ給ふらめ。あらぬ道まではうかゞひ侍る事のなければ、判の詞か

ゝれざらんもあることなり。」と憫笑してゐるのも、もつともである。かういふ有樣であるから、文權は遂に、貴族社會をはなれて、僧侶の手にうつるに至つたのである。

文權が僧侶の手に歸し、文化が分散的傾向を示すやうになつてから、わが國語に漢語・佛語が著しく增加して來たことは事實であるが、これは、平安朝の初期に、すでにその端を發し、平安朝の末頃から急轉直下の勢を以て院政時代に迫つて來たのである。今昔物語・宇治拾遺物語・古今著聞集・十訓抄などにも、それは顯著な事實となつてあはれてゐる。保元・平治をはじめ源平盛衰記・平家物語・太平記と時代を下るにしたがつて、ますます、漢語・佛語の國語に對する比率が、多きを加へてゐる。

そもそも、院政時代の今昔物語あたりから、わが國の文學に、源氏物語を中心とした在來の平安朝文學とは、系統のちがつたもののあらはれて來たことについては、すでにその說がある。吉澤博士の「國語史概說」に、「源氏物語が、和歌に於ける古今集の如く、衆星中の明月として物語類の上に君臨し、遂にその用語の固定を來した結果、その後の物語類の用語は、話語のもたらすやうな生々とした魅力は失はれ、徒に「侍り」などのもつ、古典的な上品な感じに殘骸をとゞめた文章語の羅列となつてしまつたのであるが、同時にこれとは別系統の文章が發達して來た。それは男子の用語をもととし、男子の手によつてなされたもので、前に引いた今昔物語などは、そのはじめのものである。これに美文的要素を與へ一層漢文の修辭を加味し、題材を戰亂の中にとつたものが、保元物語・平治物語・平家物語・源平盛衰記等の所謂軍記物語であるといふやうに述べてゐられるは、至極同感である。しかして、同書にも引用してあるが、芳賀矢一博士が「國文學歷代選序論」のうちに、軍記物語について、

軍記物語は其內容に於てよく武士の武勇義節と情緒風流との兩方面を表現し、相錯綜して全體の美を構成し得たり。文辭の方面に於ても亦之と同じく、漢文の剛健なる要素と國語の優麗なる性質とは、相混和して全豹の美を作れり。漢文は促音・長音・濁音等多く、單語として已に音の變化に富む。平安朝の物語には、漢語を日本化せしが、その分量極めて尠し。試に源氏物語の桐壺の卷を通算するに百五十餘の漢語を含めり。保元物語は一丁にして何四十以上に及べり。「重代ノ」「歴代ノ」「不重寶ナル」「奇怪ノ」「一定ノ」「神妙ノ」の如き形容詞、「入洛ノ上」「晏駕ノ後」「下向ノ路スガラ」の如き動詞、處・間・上等の如き副詞的接續詞、「何ゾ」「況ヤ」「總ジテ」「就中」「以テノ外ニ」「隨分ニ」「全ク以テ」の如き副詞等、語彙の性質は全く平安朝の物語とは一變せり。「就テハ」「於テハ」「以テハ」の如きは已に助詞として用ゐらる。平安朝のいと・いたう・を連用し、が・に・をの接續詞をのみ用ゐたるものに比しては、音調の上に於て已に一段の强味を覺ゆ。國語に於て「成つたりける」「金物うつたる」の如き促音、「よつ引いてひやうと射る」「かつうは今日の面目」の如き長音・促音の變化も亦その勢力を增すものといはざるべからず。射られたる受身の形を射させたる使役の形にいふのみにはあらず。こはこれ單語の論なれども、句法に於ても漢文訓讀其儘の形なるもの尠からず。蓋し漢文軍日記の祖ともいふべき將門記等には、四六文の對比を用ゐたる箇處最も多し。故に軍記物語に於ても叙景の文句、戰闘の記事に於ても、乃至は人物の對話中にも、その送假名を省けば直に立派なる四六文になり得べき箇處尠からず。句法緊縮して冗漫に陷らず、最もよくその內容に相應せり。しかも亦一方風流韻事を寫すにあたりては、純國文の優麗閑雅なる句法を棄てずして、よく歌物語の半面を存し、或は勁健に或は優麗に、委致極めて多し。男子の語と女子の語とはよく混和して用ゐられたりといふべく、語を換へて言へば、漢文と國文との調和茲に成れるなり。而して亦已に言文一致にはあらざりしなり。

といつてゐられるが、まことに簡にして要を得た說明である。今、いさゝか蛇足を加へるために、將門記の一節を引

いてみよう。貞盛が京にあつて國香の枉死を聞き、悲歎の涙にくれたことを叙した條に、

適聽此由、心中嗟嘆、於財有五主者、何憂吟之、但哀亡父空告泉路之別、存母獨傳山野之迷、朝居聞之、涙以洗面、夕臥思之、愁以燒胸、貞盛不任哀慕之至、申暇於公、歸於舊鄕、僅着私門、求亡父於煙中、問遺母於巖隈、幸雖預司馬之級、還吟別鶴之傳、方今以人口、尋得偕老之友、以傳言問取連理之徒、嗚呼哀哉、着布冠於緑髪、結菅帶於藤衣、冬去春來、漸失日省之日、歳變節改、備逢周忌之願、(下略)

といふ文がある。この文を假名交りに書き改めれば、戰記物語の文とほとんど徑庭を見ないものとならう。戰記物語の文にして、これに類するものもまた尠くないのである。しかして、鎌倉以後の國文は、在來の平安朝文學の系統に屬するものと、新に生じた軍記物語の系統に屬するものとの二つに分れるやうになつたが、その軍記物語系統のものは、院政時代の今昔物語などの上に發達したものであることは既記の如くである。

平安朝から院政時代、院政時代から鎌倉時代といふやうに、國語のうちに漢語が增加して來てゐて、或意味において、鎌倉時代以後の文化は漢語の文化であるともいへさうであることは、別に論ずるまでもない。しかし、漢語といふものにも、種々のものがあるから、一律にはいへない。今少しくこれについて述べてみよう。

まづ最初に、漢語といふものがいかなるものであるかといふことが問題になる。國語のうちに用ゐられる漢語といふことに範圍を限定してみても、これに明確な定義を下すことは困難である。「忠」「孝」「天地」のやうな字音語は一切漢語であると見れば、はつきりするやうであるが、さうすれば、「馬」「梅」「菊」「麥」のやうな語はどう取扱ふか。後者は、字音語であるには相異ないが、全く國語化してしまつてゐて、專門家でなければ容易にそれが字音語たると

とを感知し得ないくらゐになつてゐる。したがつて後者のやうな、本來の性質からいへば漢語であつても、それが純國語化してゐるものは、これを除外して考へる必要がある。しかしまた字音語で、「案内」「身代」(シンタイ)「兼題」「兼日」「立腹」のやうな純漢語でもなければ純國語でもないといふ存在がある。(山田博士にしたがへば今の「景氣」といふ語も、もとは唐時代からつかつてゐる「經紀」といふ語であつて、それはうまく生計を營むことをいつたものであるが、それが明清頃に盛に用ゐられた、それをわが國でもまねたが、それを「景氣」といふ文字にかへたものであるといふ。」これらをいかに分類するかも問題であるが、嚴密な意味における漢語ではないけれども、われわれの通念から見て、これを漢語に准じて考へることは無理ではあるまい。たゞし、「敷地」「身分」「小僧」の如きものは、上記のものとは趣を異にしてゐるし、われわれの通念からいつても、國語としてみる考の方が強いから、漢語として取扱ふのは適當ではあるまい。なほ、「讀經」「布施」「成佛」「看經」「念佛」の如き語は、いづれも漢語と見られるべきものであるが、「玄關」「普請」の如きものがどうかについては、一應の疑問がある。しかし、これらは、常用語となつてゐるから純國語のやうな感じを與へるだけであつて、やはり漢語の性質を失はぬものと見られる。次にまた、わが國では、「家來」「沙汰」「急度」の如き、漢字の字音を借りて宛字をつくり出したものがある。これらは漢語ではない。以上のやうな各種の場合を考へてみると、なほ他にもさまざまなものがあつて、一般には論じられないが、山田孝雄博士のやうに、その起源について、また成立について、(一)本來の漢語すなはち支那から傳來したもの、または支那の文獻に源を有するもの、(二)本邦で造つた漢語すなはち本邦で本來の漢語に基づいて造つた語、または漢字を音讀にして本邦で造つたものといふ二大別を立てることは可能でもあり、穩當でもあらう。しかし、實際の分類について、

種々の問題を生ずることは、上にその一端を述べたとほりである。

この頃における實用文の上について、漢語がいかに用ゐられてゐるかの二三の例をあげてみよう。戰記物やその他の文學における例は、それが或特殊の目的を以て書かれたものであるから、實情に卽せぬこともないではない。しかるに、書簡の如きものに至つては、實用の目的を以て草せられたものであるから、よく時世の眞を示すことが出來る。まづ、吾妻鏡に見えてゐる元暦二年正月六日の、在西國の範賴宛の賴朝の書狀を引いてみる。

十一月十四日御文正月六日到來、今日從是脚力を立とし候つる程に、此脚力到來、御遣たむれ、委承候畢。筑紫の事、などか從はざらんとこそおもふ事にて候へ、物騷しからずして、能々國に沙汰し給べし。(中略)猶々返々大やけの御事、ことなきやうに沙汰せさせ給べきなり。二月十日のころには、一定舟をば上ずるなり。佐々木三郎筑紫へは下さがりたるによて下しき。備前兒島をば、責落たるなり。構々ていかにも物騷しからずして、閑に軍しおほすべし。侍どもの事是により、彼によりなどして、さゝやきなどして人に見うとまれ給べからず。又路々の間、兵粮なくなりたるなど、京より方々へうたへ申せども、さほどの大勢の軍粮料にて上らざりしかば、爭かはさなくて有べきとおもふなり。坂東にも、其後別事もなし。少も騷事候はず。

委は此雜色に御合候ぬ。恐々。

千葉介、ことに軍にも高名してけり。大事にせられ候べし。

次に、文覺上人が、正治二年正月源賴家に送つた返書のうちの一節を引く。

御祈の事は、故大將殿、東大寺修造の事申行せ給て候き。又高雄の興隆も偏に御力にて候しかば、其功德にて、後世も定て責からせ給候ぬらんと存候、文覺も御力に依て佛の恩德を報て衆生を利益する事にて候へば、御恩の至無申計悦存候。仍仰なき

先より安穩におはしませと念願する事にて候。但徳を行ひ、善を好む人にとりて、祈はかなふ事にて候。不義に振舞家には、いかなる祈も不叶候也。(中略)佛神は、偏に德と信とを納受して、物により財を悅ばせ給はぬことと可知食にて候也。かやうの事の謂を御意得候て、武家を治ひ、帝王の御守と成、諸人の依怙とならせ給候はゞ、聊もわろく腹くろく思まいらせん者をば、日本國王世の敵にて候はんずれば、其身自然に可滅候。如此委様をも申ひらかずして、蒙仰を悅として御氣色をよからんとのみおもひて、佛神の御心をばかへりみおそれず、たのもしげに申なして御祈申候はん事は、田地の費と成、庫倉の物のみうせて、御為も一切其益有まじく候。却て御あたにて候也。文覺も罪業を受べく候。さる御損をばいかゞとらせまいらせ候べき。

(下略)

右のやうな書簡における純國語と漢語との割合は、おそらく當時の人々の日用語における割合と同じくらゐではなかつたらうか。たゞし、この二つの書簡でも後者には漢語の成分が多くなつてゐるが、これは、文覺の消息であるがためである。人によつて國・漢の比率の異なるは當然である。日蓮の遺文などには漢語が非常に多くなつてゐる。漢學者などの間における書簡も同樣である。

われ〱は、轉じて書簡文の他の種のものを見よう。それは、上代における正倉院文書のうちにある書簡文のやうに、漢文らしくて純漢文ではない。昔でいへば史部流の文體、後世でいへば記錄體の文章のものである。その例として、明衡往來の一文をあげてみる。

息男某可レ奉二仕臨時祭舞人一之由云々。件男幼少之上、本性愚頑、無レ守二一藝一、就レ中歌舞事、已以レ無二骨法一。雖レ然無レ止公事、難レ構二故障一、明日可下招二請師匠一侍上。自地枉レ駕乎。下官本拙二此道一、如此之事、見知之人尤要樞也。仍所二執申一也。殊有二允容一

耳。謹言。

右の例において知られる通り、この種の文章は、前引の國文の書簡とは様を異にし、漢文が基本であつて、そこに國語風の表現を漢文まがひに書き込んだものなのである。「幼少之上」「無レ止」「可下招二舞師一侍上」「執申」の如きは、漢文では書きあらはされない部分である。かういふ部分を漢譯しないで、國語通りに書いてゐるのが、その特色となつてゐる。現在でも行はれてゐる書簡文體の源流はこゝにある。この明衡往來は、雲州往來ともいひ、後朱雀・後冷泉の朝の人藤原明衡の著はすところで、書簡文範ともいふべき性質のものであるが、この明衡往來についであらはれた所謂往來物には、季綱往來・東山往來・十二月往來・貴嶺問答・釋氏往來・新十二月往來等があり、室町時代に入つては、庭訓往來・尺素往來など三十種ほどのものが出てゐる。これらの往來物は、その内容を檢すれば、或は書簡文範の性質を帶びてゐるものがあり、或は書簡文用の語詞を類聚したやうなものがあり、さまぐ\であるが、要するに、「往來」の名が示してゐるやうに、書簡文範たるのがその本來の面目ではあるが、同時に常識の教科書、國語の教科書たる趣をも具へてゐるものであることは、往來物の、江戸時代における展開の跡をたどれば、一そう明らかになる。しかして、この種のものは、實際、當時の初學者の教科書として用ゐられたものであることは、毛利元就の家臣である玉置土佐守重保の自叙傳「身自鏡」の記事によつて明らかである。この人は永祿七年に十三歳で學問のために勝樂寺といふ眞言の寺に入つたが、最初の年には、習字では、いろは・假名文・眞名文を、内典では、先心經・觀音經を、外典では、庭訓・式定・童子教・實語教その他の往來物を學び、翌年十四歳の時には、習字では草・行を、外典では論語・朗詠・四書・五經・六韜・三略その他を學び、翌年十五歳の時には、習字では眞を、外典では、古今・

萬葉・伊勢・源氏・八代集・九代集を學んだといふことである（身自鏡に關しては、平泉澄博士「中世に於ける精神生活」、石川謙氏著「日本近世教育史」などによる）。われわれは、この記事によつて、當時の教育の狀態のあらましを知ることが出來るわけであるが、この課程では、後年に至つては圖書を授けることにはなつてゐるが、まづ大體において、漢字・漢語・漢文の教養を主としたものであると見られる。しかして、これは中流武士の子弟の場合であつて、これより以下の家庭の子弟にあつては習字と往來物の學習、進んでは四書五經の素讀といふ程度の教育が一般的のものであつたらう。かういふ點から見れば、僧侶の手によりて、一般の學問は普及し、常識は高められたとはいふもの丶、その學問は初歩的のものであり、その常識は低級のものであることを免れなかつた。しかして、かういふ事情の國語に及ぼせる影響を考へてみるに、前にもしば〳〵述べたやうに、漢語や佛語が一般に廣まつたといふことは、爭ふべからざる事實であるが、それらのもの丶中には、或は誤傳に本づき、或は誤記によつて、使用や解釋をあやまるものもあつたらうし、また、新造の熟語のいかゞはしいものも出來たであらうし、湯桶讀とか、宛字とかいふものも、しきりに起つて來たであらう。

以上、わたくしは、主として漢語・佛語の混淆といふ方面から見た、この時代の文化の分散的傾向に伴ふ國語の狀態について考察を進めて來たが、この傾向が齎した他の事象もまた、重要な意義を有する。それは何であるかといふに、從來國語の軌範として認められてゐた、貴族文化の上に發達した京都の言葉が、よしや文學上には幾分の傳統的餘威をもつてゐたにしても、實際社會の言語としては、その軌範的威力を失墜するに至つた。否だみた言葉として斥けられてゐた東國語も、ふつゝかな言葉として卑しめられてゐた筑紫詞も、漸くその面目を恢復するやうになつた。英雄僧日蓮が、門弟日進に與へた書中に、その京訛に化するを誡め、「言ヲバ田舍言葉ニテアルベシ。」といつてゐる

のは、あながち一片の豪語と見るべきものではなからう。仙覺律師が、萬葉集註釋のうちに、東歌の言葉について、「歌の詞みなこれ夷語ども也。或は又鬼語などもあひまじはり、かたくなる詞ども」であるといつたからとて、これを以て、當時の一般社會の人々の感じを代表したものと見ることは出來ない。仙覺律師の言は、傳統的文學に生きる學僧の評たるに過ぎないのである。後のことではあるが、尊氏が征夷大將軍に任ぜられた頃になると、「公家の人々、いつしか云も習はぬ坂東聲をつかひ」といふやうな田舍言葉全盛の變態も見られるやうになつたのである。新村博士は、東國方言沿革考に、太平記の、この坂東聲の條を引いて、「即ち白石が東雅の序論に、『足利殿の代の程、東國の方言相雜はらぬ事をも得べからず』と申した通りであります。但遺憾なのは、東語が京語の孰れの點を侵したかゞ分明ならぬことであります。然し、文明十四年の寫本として傳はる職原抄の音博士の條に、『教清濁音律等』と註し、更に細註に『京中諸人言語惡成、足利將軍上洛公家等悉□關東之人住宅之□都悉惡聲也云』として、京都語が關東語の爲に紊されたと記してあります。成程此種の影響のあつたことを否定は出來ませんが、さて事實何の點が其影響に因るのかは究められません。但し、職原抄の註に、音博士が京音の惡くなつたのを矯正するのに與つたやうに記してありますが、それは誤であります。(中略)次に時代下りて德川時代に及び、貞德門下の、京都の俳人貞室が著はした「かた言」(慶安三年一六五〇)卷三に『みづからのことををれといふは、尊氏公の、世の中を心のまゝにしたまひつる比より別してはやり出侍りて、侍分の者ならではえいはざりしとかたれりし人侍りき』といふ話が載つてゐるのも、やはり關東語に由來するのでありませう。」と述べてゐられる。かういふ東國語の影響といふことは、他にもこれを傳へてゐて、東雅の序論にも、木下順庵が松永貞德から聞いた說として、織・豐二氏が天下をとつた時分には、尾濃の言葉が京都には

いつて來たが、德川氏が天下を平定してからは、三河の言葉がはいつて來たといふ意味の事を記してゐるが、かういふことは、いづれの時代にもあることで、明治維新後、薩長が勢力を振つてゐたころ、巡査などには薩摩人が多かつたゝめ、他地方のものもその言葉を眞似るものが多かつたといはれてゐるが、それかといつて、鹿兒島言葉が東京語にどれだけの影響を與へたか、ほとんどその痕跡はないやうである。それよりも、東京語にあつては、東京が全國の首府であり、一切の文化の中心地であり政治・產業の中心であるといふ關係から、各地方からの移住者・往來者が非常に多く、かつ生存競爭の激烈なる結果、住民の新陳代謝の頻繁であるがために全國各地方言の混合を來し、言葉が常に移動するといふ事の方が、東京語の變化の上に、重要な關係を有すると見られる。しかるに、江戶時代以前にあつては、たとへ京都が全國の中心たる地位にあつたといへ、交通や文化の關係から、そこに全國各地方の民衆の集中を見るには至らなかつた。むしろ、當時の社會においては、文化の地方分散的傾向が強くはたらいてゐたことは、繰返し述べたとほりである。したがつて、或關係から、たとへば政治的關係などから、或地方の言葉が一時的に優劣を示すやうなことがあつても、それが京都の言葉に變化を與へるといふほどに、文化的基礎を得るわけはなかつたと考へられる。しかし、戰國時代においては、全國を通じて戰亂の巷であり、生民堵に安んぜずといふ有樣であつたが、これは、種々の意味で、地方語の上に交涉をもつたやうである。それがいかなる點においてゞあるかといふに、第一には、各地に、それ〴〵獨立せる小勢力圈が出來たことである。鎌倉時代においては、文化の中心としては京都があり、武力の中心としては鎌倉があり、この二つの中心は、あたかも楕圓形のそれのやうな關係に立つて居た。この中心に對して、六十六國はどういふ交涉をもつてゐたかといふに、それは前に說いたやうに、守護・地頭といふ絲を以

て結ばれた從屬的地位にあつたのである。守護・地頭は、御家人として所領を知行する大名ではあつたが、その地方地方における政廳は、制令の傳達機關・執行機關たるに過ぎず、したがつて、地方地方における小文化圈といふやうなものも十分には發達しなかつた。鎌倉自體にしても、それが武力の中心ではあつたが、文化の點においては、いかにしても京都の下風に立たざるを得なかつたのである。しかるに、室町時代になつては、鎌倉には、直義以來の關東管領が代々こゝに居て關東を支配し、その政廳の組織も室町幕府のそれと甲乙のない程度のものであつた。持氏の世になつて、勢威が衰へたが、執事上杉氏がこれに代つて、非常に勢力を張つてゐたのであつた。後に、これは分裂したけれども、關東にあつては、室町幕府と對峙する存在であつた。九州における九州探題も、また南北朝の末に今川貞世のこれに任ぜられて以來、隱然たる勢力の所在であり、後澁川氏がこれに代つたが、關東管領と共に、幕府がその統御に苦しんだのは、この九州探題であつた。さらにまた、この時代においては、諸國の守護の勢力が非常に擴大して來て、一條兼良の樵談治要に「諸國の國司は一任四ケ年に過ぎず、當時の守護職は昔の國司に同じと雖、子々孫々に傳へて知行をいたすことは春秋の時の十二諸侯、戰國の世の七雄に異ならず。」といつてあるやうな事となり、その專橫なことについては、やはり同書に「然るに當時の體たらく、上裁にかゝはらず、下知にも從はず、ほしいまゝに權威をもて他人の所帶を押領し、富に富をかさね、欲に欲をくはふる事は、さし當りて事かけたる故にはあらず、只無用の事のしたきと、人數を多くそへんとのためなるべし。」とあるので、その一斑を知ることが出來る。

地方の狀態が右の如くであつて、政令の歸一はすこぶる困難であつた上に、當時は所謂下剋上の世の中であつて、世態・人心の頽敗、眞に人をして眼を背かしめるものがあり、德政の强請、一揆の暴動が頻々として相繼ぎ、天下は

麻の如く亂れて收拾すること難く、さらに應仁・文明の亂の起るに及んでは、東山文化の花の盛は、竟に春宵一刻の夢たるに過ぎなかつた。覺むれば亂離の世。月卿・雲客の中には、亂を避けて、東に西に、地方の豪族に身を依せるものが少くなかつた。周防の大内氏の文化は、實に京洛の春を移したものであつた。かくの如き類は、他にも、その例が乏しくない。さらにまた、各地の英將・豪族は、その地を擁し、その民を有して、所謂群雄割據、おの〳〵相持して下らずといふのが、當時の一般情勢であつた。かくの如くにして、地方地方に、それ〴〵の小文化圏が出來上るやうになつたが、多年の戰亂は、いづれもさして、その大を成すに至らざらしめた。足利氏につぐ織・豐二氏の代も短くして終つたので、國語の統一といふやうなことは、望みもされず、その標準となるもの、中心となるものも全く見定められず、地方地方がわかれ〳〵になつて、その日その日のはかなき言語生活を送るといふのが、室町の終の頃の世態の一面であつた。

終りに臨みて、ふたゝび國語の實際について考察を加へてみよう。

院政時代以後、國語には、音便ことに撥音便・促音便が多くなつて來たことは、すでに述べた通りであるが、室町時代の口語では、撥音便がやゝ劣へて「飮ミテがノウデ、呼ビテがヨウデとなるやうに、ノンデ・ヨンデと、從來撥音されたものが、長音にかはつて來てゐる。もつともこれは連用形がoiに終るものに限られてゐるといつてよい。次に、促音便については、東國と西國とによつて趣を異にするものがある。東でカツテ(買)・ハラツテ(拂)・クツテ(食)といふのを、西ではカウテ(買)・ハラウテ(拂)・クウテ(食)といふ。撥音便の場合にノウデ(飮)・ヨウデ(呼)をいふのもやはり西の地方であることを考へれば、これは一脈の相通ずるものがある。換言すれば、撥音便や促音便を

多く用ゐるものは東國地方に多いといふことになる。

右のやうな東西の言語の相異は、指定の助動詞のダ・ヂャの場合にもあらはれてゐる。ダは東部、ヂャは西部の特色的のものである。打消の助動詞ヌ・ナイが東西對立してゐるのは、室町時代からであるが、なほ、東國では打消のナイデを用ゐる場合に、西國では、ナンデ・イデを用ゐる。ナケレバとネバ、ナカッタとナングも、東西の相異である。命令をいひあらはすのに、東國ではロを用ゐることについては、塵囊にも「阪東ノ人ノコトバノスヱニロノ字ヲツクル事アリ、ナニカセロト云フ」と見えてゐるが、西國ではイを用ゐる。しかし、イをつけるのは、或場合に限るので、ヨの語尾の外にイをつけることもあるといふ程度のものである。

以上擧げ來つた例は、東西の言語の相異なる點の一部分であるが、かういふ相異が文獻の上にあらはれてゐることは、東國方言が次第次第に表面にあらはれて來て、從來、標準語として考へられてゐた京畿地方の言語に肉迫して來るやうになつた事實を物語つてゐる。九州語も幾分か擡頭して來てゐるのではないかと思はれる。少くとも、それが人の注意に上るやうになつた。輕侮の意味ではなしに、考察の題目となつてゐる。これらは、決して下剋上の産物ではない。全く、文化の分散的傾向、各地方の機會の均等の結果である。しかしながら、この時代の終における國語の狀態は、ちやうど室町幕府の末期におけるやうに、統一を缺き、中心を失ひ、ほとんど收拾することが出來ないやうな有樣であつた。

院政時代から室町時代の末に至る間、ことに室町時代の末に、わが國語の口語の上に起つた大なる變改として、從來、(一)動詞の活用において、上二段が上一段に、下二段が下一段に變つて來た、(二)用言の終止形と連體形が一

つになり、終止も連體の形でいひあらはすやうになつた、(三)形容詞の活用がク・イ・ケレと變つた、(四)係結の法則が廢れたといふやうなことが數へられてゐる。(四)は、事實さうである。(三)は、クの場合において、西部地方では、ヨクをヨウ、ワルクをワルウといふやうに、ウの形を用ゐるといふことを附加へれば、これでよい。(二)も、問題はない。たゞ(一)は、院政時代以後、漸次二段が一段になるといふ傾向が著しくなつて來たといふ意味において、はじめて肯定されるのである。かういふ風な舊習慣の破壊は、室町時代の終において一段落を告げたやうである。破壊につぐ建設は、次に來る時代に約束されてゐる。たゞ、東西方言の鬪爭のみは、次代に持越されたのではあるが、鬪爭もまた新しいものを産み出す重要な段階たるを失はない。東の空には、すでに曙光が見えそめて來てゐる。

第六章　二元・對立の時代

國語の二元・對立の時代は、江戸幕府の創始にはじまる。何故に二元といふ。この時代は、國民が文語・口語の二重生活をしなければならなかつた時代であつたからである。何をか對立といふ。この時代においては、江戸語と京阪語との對立が、方言の對立が、階級的の言語の對立が、特に顯著であつたからである。國民の言語上の二重生活は、この時代にはじまつたといふわけのものではない。しかしながら、前代におけるよりも、この時代において、特に深刻であつた。各種の言語的對立も、あながち、この時代にはじまつたものではない。しかし、天下が統一され、太平無事、文化が進み、産業が起り、學術が興隆し、交通が發達し、教育が普及するといふ時代になつては、如上の二元とか對立といふ現象が、社會的に特に顯著なものとして國語の上にあらはれて來る。この時代を名づけて、二元・對

立の時代といふ所以は實にこゝに存する。

江戸時代における文語・口語の關係については、普通には、文語萬能の世であつて、口語は全く顧みられなかつたやうに解されてゐる。文語が重きをおかれたのは、それが當時の智識階級の人々の厭はしいとしてゐた通俗のものでないからであるともいへる。しかし、實生活の上では、一種の俗用文體が發達してゐて、それが公用にも私用にも行はれてゐたが、その俗用文體なるものは、中世の記錄體と後世の書簡文體とを折衷したとも見られるものであるが、これらの用語もまた、彼等からは文語としての取扱をうけてゐたやうであるから、當時の人々は、耳にする言語を卑しんで、口にする言語を尙び、後者を前者よりも高尙なものと考へてゐたやうである。この觀念は、口にする場合においては、純國語よりは漢語を上品であるとし、筆にする場合においては、平易な字面の言葉よりは難澁な字面のものをよりよしとする傾向を馴致する。かういふ時代においては、口語の文學の發達は妨げられる。況んや、江戸言葉のやうに、新興の江戸の言葉として、京阪語に壓倒されてゐる場合において、上方言葉の上に發達した文學に對抗するものとしての江戸言葉の文學を期待することは、假すによほどの年月をもつてしなければならぬ。實に、江戸の言葉が文學の舞臺に上つたのは、ずつと後のことである。文運の東遷は、江戸開府以後百十年を後れたといはれてゐるが、江戸言葉が上方言葉よりも優位を占めるものであるとして、江戸ツ子の自慢の種となつたのは、おそらくは化政頃からであらう。この頃になつて、江戸言葉も、立派な文學用語としての特權を得るやうになつたのである。さて、この江戸言葉は、元來どういふ素性をもつてゐるものであるか。

江戸言葉の素性を說くには、天正十八年の江戸開府から筆を起すべきであらう。そもそも江戸の地は、平安朝の昔

にあつては櫻田鄕・湯島鄕・日頭鄕・占方鄕などのあつた所である。鄕制によれば每鄕五十戶となつてゐるが、一鄕は必ずしも五十戶とは限らない。一鄕は三里もしくは二里より成るを常とするのであるが、その一里は養老の頃、すでに四十戶もしくは五十戶を數へてゐることのあるによれば、一鄕の戶數もかなりの出入があつたのであらう。今、假に一鄕を最少限の五十戶としても、一戶は概して十數口から三十口ぐらゐに及んでゐるから、昔の江戶の地にあつた、これらの鄕には相當の人口があつたのであらう。和名抄を見ると、荏原郡の驛家には、蒲田・田本・滿田・荏原・覺志・御田・木田・櫻田の地名が見え、豐島郡の驛家には、日頭・占方・荒墓・湯島・廣岡・餘戶などがある。しかして交通關係においては、荏原郡の大井、豐島郡の豐島が東海道の宿驛になつてゐた。しかし、江戶といふ地名は何時頃から出來たか明らかでない。この地に住して地名を名乘つた江戶氏のことも、その史書に見えたのは、吾妻鏡治承四年八月二十六日丙午の條に、江戶太郎重長のことの見えるのがはじめである。諸家系圖纂によれば、江戶氏は平氏で、村岡良文の裔、重長の父は江戶四郎また江戶貫首と稱した重繼であり、重繼の父は重綱といひ、下野權介、武藏留守所總檢校であつた。七黨系圖には秩父權守重綱とも記されてゐる。江戶を稱するに至つたのは、重繼からであるといはれてゐるところによれば、重綱の代までは、武藏の北部地方に住したものかとも思はれるが、重繼が江戶に移つた時代は明らかでない。しかし、その子重長が、治承から建久の頃までは、鎌倉幕府に仕へてゐたことが知られてゐるから、それから推算してみると、一世を三十年として治承四年以前三十年すなはち近衞天皇の仁平元年の頃まで遡ることが出來よう。しかして、江戶氏はいつまで江戶に據つてゐたかといふに、これもよくわからないが、鶴岡文書、延文二年十二月十二日の足利基氏の下文に、この地方の事に關して、江戶淡路守の名が見えてゐるから、少

くとも、この頃までは、こゝを根據としてゐたのであらう。さうすると内輪に見つもつて、江戸氏は二百年間こゝに占居してゐたわけである。さて、この以後約百年の間の江戸のことは、全く不明に屬するが、後花園天皇の長祿元年（紀元二一一七年）に太田資長（道灌）の築城のことがあつた。僧龍統が文明八年に書いた江亭記の江戸城靜勝軒眺望を叙した文を見ると、そのうちに、「城の東畔有レ河、其流曲折、而南入レ海、商旅大小之風帆、漁獵來去之夜篝、隱ニ見出沒於竹樹烟雲之際、到ニ高橋下一繋レ纜閣レ櫂、鱗集蚊合、日々成レ市、則房之米、常之茶、信之銅、越之竹箭、相之旗旄騎卒、泉之珠犀異香、至ニ鹽魚漆枲、卮茜筋膠、藥餌之衆一、無レ不ニ彙聚區別一者、人之所レ賴也。」とある。この文にある「高橋」は元大橋すなはち後の大手橋をさすものらしいが、當時、江戸の湊は日比谷入江にあつたのであらう。しかしてこの市場には、或は房・相や常州の近いところから、或は信・越地方から、もつとも遠くて泉州の堺あたりから、種々の物産を持込んで來てゐるといふことは、決して文飾ではなからう。江戸附近では、淺草もまた有名な市場であつた。參考落穗集には、この市場について、「淺草寺門前の土人ども語り傳へて云、昔は、霞ヶ關及平川町の方より、觀音堂前馬次ぎにて、尤皆旅宿町也。今存在の六地藏、石燈籠、往古より馬籠の立場なり。されば、今も、かの門前、淺草海苔をあきなふ。並の家々悉十二月十八日の市に、上總・下總・常陸・相模・當國より參詣する旅人の宿を貸すなり。かの市は、むかしよりの大市なりといふ。尤、古來は、毎月三・八の市、此所にたち候也。」とある。

江戸は、上述のやうな歴史をもち、はやくから、市場として相當の繁華を見せてゐたものらしく、附近の淺草寺の門前の市と相まつて、諸國商人の來往するところであつたらしい。江戸氏時代にも、東海道筋ではあり、江戸氏の居住地でもあり、かなりの發達を見せてゐたであらう江戸は、太田氏の築城によつて、巖然たる城下町となり、さらに

一そうの殷賑を加へたことであらう。なほ、鎌倉大草紙をみると、江戸城築城の二年前、享德四年（即康正元年）の鎌倉攻のことを記して、「京都に御沙汰ありて、海道五ケ國の勢、今川上總介〇範忠を大將として御旗を下され、鹿王院を被二相添一、同年六月十六日、鎌倉へ亂入、御所を初として、谷七郷の神社佛閣悉燒拂、賴朝卿已後北條九代の繁榮は、元弘の亂に滅亡し、尊氏卿より成氏の御代に至て、六代の相續財寶、此時皆燒亡して、永代鎌倉亡所となり、田畠荒果ける。誠に淺ましき次第也。」鎌倉公方成氏は、この時遁れて古河に據つたが、鎌倉の住民はどうしたであらうか。或は、鎌倉の住民で、この時、江戸に移つたのが相當の數に上つたであらう。この頃、同時に武州川越の城が築かれたけれども、川越よりも江戸の方が鎌倉に近く、かつ、江戸は東海道の街道であり、船舶の來往も自由であるから、多くはこゝに移り住むにいたつたであらうと說く人があるが、その說は、首肯するに足りる。

かくて、江戸は、太田氏の時代になつて、城下町として、商業都市として、ます〳〵發達するに至つたらしい。然るに、資長江戸を領すること三十年、文明十八年七月、資長はその主上杉定正に殺され、江戸は、定正の領するところとなり、曾我祐重が城代としてこゝにあつた。その後大永四年、上杉氏は、北條氏と戰つて敗れ、遂に江戸を失つた。上杉氏の領有は、實に三十九年間であつた。北條氏綱は、戰勝の後、直に、その將遠山四郎兵衞をしてこれを守らしめた。北條氏は、江戸を領すること六十七年、天正十八年、豐臣秀吉の北條氏を攻めるに當り、江戸城は德川氏の手に降り、四月二十二日その臣戸田忠次の收むるところとなる。次で、七月十三日、德川家康は關東に封ぜられ、八月朔日を以て江戸城に入つた。爾來、江戸は、永く德川氏の居城となり、明治維新に及んだのである。

太田氏時代の江戸城がどんなものであつたかわからないが、聞見集には、「其頃者、江戸は遠山居城にて、いかに

も麁想、町屋抔も茅ぶきの家百計も有かなしの體、城もかたち計にて城の様にも無之、あさましき。」とある。これは入國當時のことを「其頃」といつてゐるのであるが、これでは龍統の江亭記の記事とは非常な相異である。僧得公の江亭記の跋のうちにも、「人家鱗ニ差乎北南ニ。」といふやうな句があり、萬里の靜勝軒の銘にも、「倉廩紅陳之富、栽レ栗而雜ニ邑爽一、市廊交易之樂（城門前設ニ市場一）擔レ薪而換ニ柳絮一、僉曰一都會也。」とあるを見れば、少くとも一都會と見られるほどのものであつたらう。然るに、太田氏時代の一都會であつた江戸が、江戸時代の古老の間には、一寒村であるかのやうに傳へられてゐたらしい。前に引いた聞見集も、その一つの例であるが、岩淵夜話別集には「秀吉公ト御相談ノ上ニテ、武州江戸ヲ御居城ト仰出サル、ニ付、諸人手ヲ打テ、是ハイカニト驚ク子細ハ、其時代マデ、東ノ方平地ノ分ハ、爰モカシコモ汐入ノ茅原ニテ町屋侍屋敷ヲ十町ト割リ付クベキ様モナク、偖又西南ノ方ハ、平々ト萱原、武藏野ヘツヾキ、ドコヲシマリ云ヘキ様モナシ。」と見え、落穗集追加なども、大同小異のことを記してゐる。これはいかなるわけであらうかと思ふに、太田氏時代のことを書いたのは、龍統にもせよ、得么にもせよ、さては萬里にもせよ、いづれも、身その境に臨んで筆を執つた人たちである。これらが、幾分か漢文流の修辭を加へたことはあるにしても、無を有とするやうな舞文曲筆を試みるわけはあるまい。しかるに、江戸時代のものは、江戸がかなり開けてからの書であり、多くはまた傳聞の記事である。むしろ、この方に誇張や誤傳があるのではなからうか。太田氏以來、上杉・北條二氏の時代を經たので、その間に燒野の原となつたことがあつたのではないかとも想像されるが、まださういふ事實の存したことを發見しない。

さて、德川氏が、天正十八年に江戸に入つてから、どういふ方策をとつて江戸の開發をはかつたかといふに、まづ

諸國の商人を庇護して十分にその驥足をのばさせることに着目したやうである。文政の頃に、二百五十年以上連綿としてゐる江戸の舊家から、その由緒を書き上げさせた町方書上といふものがあるが、それをみると、ずゐぶんいろいろのものが諸國から入りこんで來てゐたやうであるが、上方からのものが少くない。三河のものも多い。武家上りのものも相當にあつた。しかして、德川氏の江戸入部以前に、こゝに土着してゐたものもある。元鮫河橋仲町の名主又太郎の祖先治部大夫は、家康の入部より二百年前、應永五年に上方から關東に下り、豐島郡の武藏野山に住してゐたので、家康の入部當時は、五代目の武藏大夫が、後の城內紅葉山の山里に住居を構へてゐたのであつた。なほ、本芝二丁目の櫂屋孫左衛門の祖先は天正六年に尾州から下つて來たもの、神明町の柳屋清兵衛の家は、泉州堺から、御入國以前に來住してゐたもの、白金臺町の名主太右衛門の祖先は生國山城國で、天正二年に下つて、上大崎に住居したもの、深川の地を開發した深川八郎右衛門等六名のものも、御入國前に攝津から下つて來たものであるといふ風な記錄もあつて、江戸は、かならずしも寒村ではなかつたらしい。しかして、家康入部に當つては、その八月十五日、樽屋藤左衛門・奈良屋市右衛門を以て江戸町年寄としたが、前者は、德川家の家臣水野忠政の七男忠頼の子、後者は、もと大和の奈良のもので、家康にしたがつて、三河にあつたものである。次で、天正二十年に町年寄を命ぜられた喜多村彌兵衛も、遠州から家康に隨從して江戸に來た商人であつた。今一々この類をあげないが、家康は、諸國の商人を集めて、その力によつて江戸を發達させようと考へてゐたのであり、それらのものには、種々の便宜をも與へる方針をとつたから、利にさとい商人は、その政策を利用して富を成さうとしたのであることはいふまでもなく、したがつて、當時において、商業上の覇權を握つてゐた京・阪・伊勢・近江地方の商賈のこれを看過さず、それぐ\緣故を

求めて、或はこの地に店舗を開き、或はこの地に商船を寄せるといふ風に、利のあるところ蟻の甘きにつくが如く、漸く「日本國の人の寄場」といふやうになつて來たのである。加ふるに、前に述べたやうに、江戸は太田氏時代にも、すでに、關東地方の文化の一中心として相當に各地方の人々をも集めてゐたのであり、また、鎌倉の滅亡によつてその住民の移住を見たのでもあつた。しかして、江戸開府にあたつてはまた、小田原の滅亡に伴つて、北條氏五代の城下として繁榮してゐた小田原からの移住も多かつたらうと考へられるから、江戸市民の構成成分は、一そうの複雑性を加へてゐるやうである。この複雑性は當時の江戸言葉の上にもあらはれてゐたことであらう。

江戸言葉といへば、誰も彼も引合に出すのは、三浦淨心の慶長見聞集卷八、宗順たみたる聲を笑ふ事の條であるが、京の人の杉木宗順が江戸に下つて來て、關東を評し、江戸言葉を嘲つてゐる、それが問題になるのである。宗順の評によると、「關東は聞きしよりも、見ていよ／＼下國にて、萬いやしかりき。人形かたくなに、言葉なまりて、なでうことなき、よろこほひてなどと、かたこと計をいへるにより、聞きこえがたし。（中略）取わけべいといひ、べらと云こそおかしけれ。云々」といふ。これに對する關東衆なるものの駁論も同書にあるが、とりたてゝいふほどのものではない。元來、この宗順の評といふものが、今日の東京ものが地方の言葉を田舍つぺと見下すのに類してゐる。たゞ、これによつてわれわれは、當時、江戸において、「なでうことなき」「よろこぼひて」などといふ語が耳立ち、「べい」「べら」などが盛に用ゐられてゐたといふことを知り得る。これらのうちで、「べい」は關東語の一つの特徴として、今日においてもよく知られてゐる助動詞であるが、これが人の注意をひくのもまた、江戸における關東人の勢力を示すものと考へられる。これは、地理的の關係から然るべきことであらう。この地理的の關係に對して、政

治的關係とか權力的關係とかいふべきものから來てゐるのは、三河言葉である。德川氏の本國が三河であり、駿遠地方はその領國であつたから、江戸が德川氏の居城となつてから、それらの地方から移住して來たものゝ少くなかつたことは、前にも述べた通りであるが、家康隨從の諸士にも、それら地方のものが多く、ことに三河のものが優位を占めてゐるので、自然三河言葉なるものが、特殊の地位に上るやうになつた。昔、暦應元年の頃には、「公家の人々いつしか云も習はぬ坂東聲をつかひ」（太平記卷二十一天下時勢粧）といふやうに、宮廷の公卿殿上人が武家の好意にすがるために、かつては嘲笑の材料としてゐた坂東聲をも眞似するやうになつたこともあるが、人情は、古今共に同一であつて、寬文十一年の江戸武家名盡、時の進物には、「先づ年頃の方々は、立身せんとて朝公儀、三河言葉を似せ廻り」とある。明治時代、薩摩の海軍といはれるほどに、海軍では鹿兒島出身の者が優勢であつた頃には、他縣のもので鹿兒島言葉の眞似をするものも相當にあつたといはれてゐるが、それと同樣に、武家の子弟で立身出世をのぞむものは、しきりに三河言葉を摸倣したといふのである。元祿七年の芭蕉追善の俳諧にも、去來の附句に「三河なまりは天下一番」といふのがある。以て當代の時勢粧が知られる。

はるかに時代は後のことになるが、天保弘化の頃、上方から江戸に來遊した西澤一鳳は、皇都午睡三編中の卷のうちで、「言葉の變」と題し三都の言葉について、次のやうに述べてゐる。

江戸は、日本國の人の寄場にて、言葉も、田舍在郷の訛りをよせて拵らへたる物ゆへ、江戸言葉と云事は甚だすくなし。其内關東八州の男女多きがゆへ、それを皆取合せたる詞にて、世俗に是を江戸詞とは云也。古風を守り、叮嚀に云詞もあり、大體京攝の言葉をつめて短くいふが、ならはせの風儀とはなりけり。京都にても、上京と下京と少し宛の言葉も變り有。大阪にて

も、三鄕にて大同少異あれば、是は又、西國・九州・中國の寄場なれば、安治川邊の者は、西國の詞に馴れ、上町・玉造の者は、大和・伊賀・伊勢の詞に移り、堺の者は、紀州・和泉路の詞に通じ、天滿の者は、丹波・丹後の言葉も交るべし。遠國他境の人の聞語のわかり兼るは、各々生れた所の國言葉にて、諸方の人を相手にする都會の者が、其國言葉に付合ふて云を訛りとは云也。笑ふべき事にはあらず。凡三都の者程訛る者はなし。能々心を付て聞べし。(下略)

右の考は、説明のしかたはともかくも、江戸言葉について、(一)關八州の言葉に基礎をおく所謂江戸詞と、(二)京攝の言葉に系統をひく「古風を守り叮嚀に云詞」との二つをわけてゐる點において、當時の江戸言葉を論じたものゝうちで、出色のものといふことが出來ようと思ふ。(一)は、「關東八州の男女多きがゆへそれを皆取せたる詞」と説明してあるが、これは、關東語の混成したものといふ意味に解して然るべきものであらう。(二)は、江戸の上品な階級の人の言葉、さうでなくても他所行(よそいき)の言葉といはれる類のものをさしていつてゐるのであらうが、つまり江戸の言葉に上方風の成分の多くはいつてゐるのをいつてゐるらしい。さうすれば、一風に先だつこと約百二十年ほどの昔、享保の頃に、太宰春臺が、その著「獨語」のうちに、「百年このかたの風俗を思ひくらぶるに、江戸の人の風俗こそ、殊に昔にかはりたれ。都べて、男女の風俗、詞づかひ、物の名まで、近き比は京に似たる多し。三十年このかたは、江戸の人、京の風俗を學ぶ故に武士の心も昔にかはれり。」といひ、荻生徂徠が同じ頃に、「政談」のうちで、「如此遊女河原者、平人に混ズルヨリシテ、遊女野郎ノ風俗平人ニ移リ、當時ハ大名高位ノ詞使ニモ、傾城町野郎町ノ詞ヲ無遠慮ニ使ヒ武家ノ妻娘モ、傾城野郎ノ眞似ヲシテ恥ト云フコトヲ知ラズ。」と嘆じてゐるのと、前後照應してゐるところがあるとも見える。しかし、よく考へてみると、徂徠の嘆息するところは、特殊の現象であつて、江戸言葉一般の傾向

についていつてゐるとは思はれない。春臺のは、全般的にいつてゐるのではあるが、昔より京に似たることが多いといふのは、換言すれば、江戸の言語風俗が京のそれに化せられて來たといふことは、あへてこの時にはじまつたのではなからう。江戸は何としても新開の都市であつた。また、關東地方の文化的背景は、到底近畿地方の比ではない、したがつて、言語・風俗、その他のすべての點において、京・阪にその範を仰ぐのが、當時の趨勢であつたことは怪しむに足りない。天正開府以來、この傾向が漸次强くなつて來たであらうことは否めない。粗野から文雅に移ることは已むを得ないとはいふものゝ、あまりに京風に化せられることは、識者の痛嘆に値するではあらう。春臺は、すなはち、京風に化することの、年次を下るにしたがつて多くなつて來たことを、特にその經驗の範圍だけについて指摘したに過ぎないので、これは天正開府以來の一面の傾向であると見るのが至當である。

さて、わたくしの考へるところによれば、今まで述べて來たところでも明らかであるやうに、江戸言葉といふものは、その根本において、(一)三河言葉、(二)關東言葉、(三)上方言葉の三つから成立つたものである。(一)三河言葉は武家言葉の基本となつたものである。無論三河言葉ばかりが武家の用ゐる言葉ではなかつたらうが、三河言葉がその代表的のものであり、この上に後世の武家言葉が發達した。(二)關東言葉は、これを分てば、(イ)武家の一部の言葉、(ロ)町人の一部の言葉、(ハ)雜兵・下人・勞働者の言葉といふやうになる。(イ)は(一)に混和し、(ロ)は(三)に混和してしまつたやうである。(三)上方言葉は町人言葉の基本となつたものである。もとより町人の言葉が上方言葉に限られたわけではないが、これを町人言葉の代表的のものと見ることは何等の差支がない。しかるにこれらの三つのものから、三つのものの混和したもの、否三つのものの混和作用によつて、一つの新しいものが生れた。それがす

なはち、文化・文政を中心とした時代の江戸言葉であらう。しかし、この更生の江戸言葉にもまたおのづから武家言葉・町人言葉の別はあつた。

江戸言葉の最初の組成成分の一つである三河言葉がどういふ形で、後世の江戸言葉にあらはれてゐるかはわからない。たゞ、われわれは、前に引いた寛文頃の文獻によつて、それが社會的に重要な意義を有するものであつたことを知るだけである。しかし、社會的に重要な意義を有するといふことそれ自體が、當時の江戸言葉における三河言葉の影響の、相當に著しかつたことを語つてゐる。しかして、この三河言葉なるものはつきりした姿はわからないが、現代の方言的調査によると、三河地方は、東國語地方と西國語地方との境界線上にある。家康およびその幕下・從臣またその家族や從卒によつて、三河言葉のどれだけ本質が傳へられたか、それらの人々の子孫がどういふ變化をこれに加へたか、それはともかくにも寛文の頃までは、三河言葉なるものが、江戸の言語社會における特殊の存在として認められてゐたことから推想すれば、やはり、これは、その本來の三河言葉の特質の主なものを失はず、今日からいへば、東國語・西國語の境界線上にあるそれのやうな色合をもつてゐたのではなからうかと思はれる。

次に、關東言葉が、關東出身の武家・町人の言葉として、江戸言葉に入つて來たことはいふまでもないし、雜兵・下人・勞働者の言葉であつたことはいふまでもない。この關東言葉のはつきりした姿もわからない。雜兵物語なども、どれだけの確實性があるのであらうか。しかし、大體の點は、今日の關東言葉から推想することが出來る。彼の六方詞とかモサ言葉とかいはれる類のものを以て、關東べいの標本のやうに考へる人もあるやうであるが、それらは、むしろ破格の阪東語といふべきものであつて、そのモデルこそ關東べいであり關東言葉であるが、かなり誇張さ

れ粉飾されたものであることは、あたかも傳九郎の朝比奈の姿が、實在のそれとは、甚しい相異のあるやうなものである。神祇組・白柄組の徒の言葉も、彼等は徒らに奇矯を衒ひ、六方詞の眞似をしたのに過ぎない。しかして、この關東言葉なるものは、江戸の文化の發達と共に、江戸では漸くその特色を失つて行つて、上方言葉や三河言葉と混和するやうになつたものと考へられる。見方によつては、その本來の特色を有する關東言葉が、ずつと後までも江戸に存してゐたやうにも思はれるが、それは誤である。われわれは、江戸の近國が、純粋の關東べいを語るものを、常に新しく江戸に供給してゐたことを忘れてはならない。荻生徂徠が、その著「太平策」に享保頃の江戸の膨張を說いて、「農民も出替りの奉公人に來りて、直ちに留りて日雇を取、棒手を振り、直に御城下の民となる者、日を追ひ年を追て、夥しく、今已に廣さ五里に餘り、屋家の稠密いふばかりなし。」といひ、それから約六十年後の天明七年の「植崎九八郎の上書」に、

> 近來、百姓共、農業の本意を捨、奢に長じ、少し有餘のものは、耕作を召仕の男女に任せ、自分は美服を着し、遊興を事とし、江戸表へ一度出候へば、繁花へ心を奪れ、彌惡道へ落入、亦小百姓の中にも、耕作を疎き事と心得、多くは出度心持に相成、女子杯は、親心にても兎角江戸を見せ度、江戸へ奉公に差出せば、其當座は故郷忘じ難く、泣かなしめども、次第に江戸の風俗に染、後には已が古郷を見下し、見様見眞似に各江戸へ出したがり、江戸の風俗を見ては、田舍を疎み候もの多く成行、民の本業すたれ、おのづから粒米不足に成申候。自由自在に江戸へ出居候得者、江戸は諸國の掃溜と言傳へ、江戸表次第に人增、繁昌を善候樣見え候得共、本すたれ末にはしり、喰人多く耕人少く、土地荒れ路ふさがり、安危の基第一大切の儀奉存候。

とあるが如きは、いつの世にも同じ農民離村の惱みを述べたものではあるが、これによつても、江戸には、常に新し

い關東べいのはいつて來たことが裏書されるが、それと同時に、他の各地方の言葉も常に新しく混入して來てゐるといふこともいはれる。

式亭三馬と門人樂亭馬笑との合作の狂言田舍操卷の上に、次のやうな一段がある。

でく「そりやァさうと、休むべいぢやァれへか。

はたご「そりやァさうと、休むべいぢやァれへか。ト江戸なまりの中にも下品なくちまね

でく「又詞とがめか。其上方者の江戸訛は眞平だ。蟲唾が走らァ。別ぢやァれへ、何所やらの詞めいて、江戸とも上方とも附れへ。一體、調子が違ふに、長短がありやこりやになつてくるからへんぼうらいだ。トント田舍者の同者詞よ。たとへば可(べい)といつた所が、萬葉とやら饅頭とやらにある古い詞だと浮世風呂にもかいてあるから、無利でもなしさ。ハテ江戸訛といふけれど、おいらが詞は、下司下郎で、ぐつと鄙(いや)しいのだ。正銘の江戸言といふは、江戸でうまれたお歴々のつかふのが本江戸さ。(中略)江戸は繁花の地で、諸國の人の會る所だから、國々の言が皆聞馴れて通じるに順つて、諸國の言が江戸者に移らうぢやァあるめいか。そこでそれ、正眞の江戸言は、どれが夫だやら、めつたくさに為つたといふものさ。それでもお歴々にはない事だ。皆江戸訛といふけれど訛るのは下司下郎ばかりよ。江戸の中、僅二十町も隔つとぢきに違ふ。お前見被成(めへみなさつ)たかといふことを、おめへ見なつたかといふぜ。夫が常の人の言だ。一里も隔つと、よつぽど異があるテ。江戸から五里十里隔(へだ)た人が上方に登つて見な。己等(うらぁ)江戸子だァなどとやらかして、江戸者の風をしたがる人もあるし、上方では、關東者さへ見れば、江戸衆だの、江戸兵衞だのと、同一に覺て取扱ふから、爰で埒はれへ。

はたご「なるほど詞をきけば梨が和な。

でく「どういふ氣だの。
はたご「ありがたいの裏ぢや。
でく「おきやァがれ。何ないはッしやる。
はたご「ぢやがな、上方も、當時は、御當地の詞づかひが、えらう流行る。皆お江戸なまれるぢや。

この旅籠大夫とでく藏との二人の對話にあらはれてゐるところでは、江戸言葉といふうちにも、「江戸で生れたお歴々のつかふ本江戸」と、諸國の言葉のうつつた、ぐつと鄙しい、下司下郎の所謂江戸とがあるといふのであるが、その本江戸をつかふ江戸生れのお歴々といふのは、少數のお歴々の階級に限られてゐるので、大多數のものは、所謂江戸をつかふ所謂江戸ッ子なのである。その所謂江戸ッ子は、西澤一鳳にいはせれば、斑か田舍子であらう。その皇都午睡三編中の卷には、次のやうに見えてゐる。

扨江戸子は、甚だすくなひものにて、二親共に江戸產れの中に出來たは、眞の江戸子なれど、そふいふ者はかへつて遠國又は在所へ引籠り、二親の内何れぞ江戸の者なれば、相手は皆他國の者也。然れば、大方が斑といふ者にて、江戸子一歩、斑三歩、殘り六歩は皆他國在鄉ものの寄合の中にて、江戸へ出會せしなれば、やはり田舍子也。それが生長すると、おらァ江戸子だ江戸子だといふからは、イヤハヤ何とも詞なし。

右のやうに、江戸言葉についても、江戸ッ子についても、やかましい議論が出來て來るが、それも、この頃になつては、江戸言葉といふものが、全く出來上つてゐたからである。わたくしが、前にいつたやうに、いろ〳〵のものの混和作用から出來上つた新しい江戸言葉について、こまかく検討してみるやうになつたので、かういふ說もあらはれ

るやうになつて來たのである。わたくしは、かねて、江戸開府以來明治維新に至るまでの江戸言葉の時期を、その內容の上から見て、江戸開府から享保の末までを前期、寶曆から明治維新までを後期として、二期に分けてゐたが、近頃、吉田澄夫氏が「方言」第五卷第一號に發表された「江戸語の時代區分」といふ論文を見ると、そのうちに江戸語資料を中心として見た區分が出てゐるが、その前期・後期のわけ方が、わたくしの分け方と暗合してゐるのを知つて、大に意を强うした。しかし、わたくしは、江戸言葉の成立期を前期の末、享保前後の時代におくのである。寶曆頃になると、その成立した江戸言葉が、文學の上にあらはれて來る。何故にわたくしが、江戸言葉の成立期を享保前後の時代におくかといふに、この時代が、江戸における新文運の發展期であり、社會におけるすべての文化事象が、春の光を浴びてすくすくと展びゆく姿を見せてをり、江戸言葉もまた、あらゆる營養となるべきものをとり入れて、今や蕾をつけようとしてゐる時代であるからである。前に引いた徂徠や春臺の書いたものにあるやうに、しきりに京の言葉をとりいれたといふのも、實に展開の途上にあるものの元氣の然らしめるところなのである。時代の推移を見ても文運の東遷は、德川幕府にては八代將軍吉宗の立つた享保前後の時代であつた。何によつて、文運東遷の時期をこゝにおくかといふに、實に江戸時代における京阪文運の隆盛期は、この頃を一轉機として、漸く衰へ、文藝の中心は次第に江戸にうつつたからである。享保以前の江戸は、文學において、藝術において、諸般のこと、一に範を京阪にとつたのであつた。その點からいつてみれば、當時の江戸は、實に文藝上の模倣時代を現出したといつてもよいのである。しかし、模倣は創造の母ともいはれる。新興の意氣に燃えてゐる江戸においては、すべてが準備時代であつたのである。それが享保頃になると、漸くそれが實行を見るやうになつて來た。江戸言葉においても、さういふ情勢が看

取されるのである。

以上、わたくしは、あまりに江戸言葉の考察に執し過ぎたやうである。しかしながら、國語史上において、東國語が主役として登場するのは、この享保前後における江戸言葉を以て、その嚆矢とするのであり、しかもまた、東國語と西國語との言葉爭ひにおいて、やがて勇ましい凱歌をあげたのがこの江戸言葉であることを思へば、いきほひ、これに愛着の念の傾けられるのもやむを得ない仕儀であらう。しからば、その言葉爭ひはいかなる狀態にあるかといふに、過去の時代におけるそれについては、すでに少しく觸れるところがあつたやうに、室町時代の末ごろには、國語の統一的中心といふものは見失はれてしまつたといふ有樣になつてゐたのであつた。然るに、織豐二氏を經て、やがて德川氏の世となり、天下が泰平になるに及んで、ふたゝび京畿が文化の中心たる地位を恢復したと同時に、京阪語もまた漸く標準語たる資格をとりもどし得る情勢にあつた。また實に、既記の如く、江戸時代においては、享保の頃までは、上方言葉が標準語たる地位にあつたといつてよいのである。新興の江戸言葉は容易にその對抗者たるを得なかつた。德川幕府の下にある江戸の言葉は、まだ、十分に東國語の代表者たる資格を有するに至らなかつたのである。しかも、天下はすでに統一され、京都に皇居があり、江戸に幕府があつて諸侯を率ゐるといふ泰平の世となつては、他の地方において特殊の文化圏が發達するといふことも起り得ないがために、結局東西二語の對立は成立しなかつた。當時、江戸言葉が東國語の代表者たる資格をもつものと認められなかつた所以は、換言すれば、世人が、京阪語と江戸語とを並べて考へなかつた所以は、幕府の所在地の言葉であるといふことが、その言葉に何等の權威を與へないからである。幕府の所在地であつた鎌倉の言葉が國語史の上に足跡を印することがなくて亡びたのも、鎌倉の地

が狭隘であつて、廣さにおいて住民の多數を擁することが不可能であつたといふこと、したがつて、各地方の人々を收容して言語上の混成地帶をつくることが出來なかつたといふこと、常に京都の文化にのみ壓倒せられて、獨特の地方文化を發達せしめ得なかつたこと、この地理的・人文的の三つの理由が、おそらくは、その主たるものであつたらうと思ふ。小田原の如きは、單に北條氏の故地であつたに過ぎない。北條氏いかに關東の雄であつても、以て天下に號令するをさへ得なかつた。小田原の地いかに形勝であつても問題ではない。しかるに、江戸の地は、天下に號令する德川氏の城下であり、幕府の所在地である、江戸の地は、また周圍に武藏野の廣漠たる原野を控へて、廣さのいかなる展開にも妨げるものがない。江戸の地は、海に陸に、四通八達の要衝であつて、天下の人の雲集を約束してゐる。さらにまた、江戸の地は、江戸氏以來の文化的背景がある。かういふ江戸の言葉にしてなほ、江戸時代の初期において、京阪語と對等の地位に立ち得なかつた所以は、文化の以て拮抗し得べきものをもつてゐなかつたためである。羅馬は一朝にして成らずといふ。江戸の文化は、江戸言葉を權威あるものたらしめるには、實に開府以來百六十年を費さざるを得なかつた。これより先、開府以來百年にして、文運の東遷を見、江戸言葉の成立を見るに至つたけれども、文學上に江戸言葉が勢力を得るやうになつたのは、實に寶暦以後の事に屬する。しかして、寶暦以後の時代にあつては、江戸言葉は、江戸ツ子にとつての無上の言葉であつたのみならず、また實に、口語においては、天下晴れての標準的のものと考へられるやうになつたのである。しかしながら、この標準的のものと考へられるやうになつた江戸言葉といふのは、實は更生の町人言葉なのであつた。

　わたくしは、本章のはじめにおいて、この時代を二元・對立の時代であるといふことを述べた。國語上の二元とい

ふのは、口語・文語の二元の意味であるが、前にも述べて來てゐる通り、わが國語における言文二途の分離は、その由來が久しい。平安朝の中葉以後、文語・口語おの〳〵別々の途をたどつて來たのであつたが、江戸時代の初期における文藝復興の結果としてあらはれて來た國學の發達、德川氏の政策の一として歷代これに重きをおいた學問の奬勵は、打つゞく太平と封建制度の確立と相俟つて、この方面にも大なる影響を與へたのであつた。

古文・古言の學問が新に興つて、國語・國文の眞の研究がはじまり、從來の秘傳・口授といふやうなことの無意味なことが暴露されたのは、一つの傳統の破壞ともいふべきものであつた。林道春の經書の講說に對して發せられた明經博士等の抗議を一笑に附した家康の態度は、新しい時代の進むべき路を示すものであつた。しかしながら、國學の興隆は、近古以來の傳統を破壞し、古代に對する憧憬の念を盛ならしめ、復古思想を釀成する方面には多大の貢獻を示したが、事の實際においては、單に古に復れと說くのであつて、古の心を心として、今に處せよといふ道におろそかだつた憾がある。特に國語の場合についていへば、一世を指導すべき學者が、古文・古言の復活を說くに急であつて、古の世における言文一體の妙諦をさとるに及ばず、古代の精神生活にあくがれてはゐたが、當代の國語に對しては、ほとんど無關心であつたのである。否、當代の國語は、國學者たちにとつては、墮落したものであり、末世の言葉なのであつた。すなはち、それらの人々は言語上においては、奈良朝の古語、平安朝の古語を標準とし、精神生活においては、奈良人・平安人の生活を理想としてゐたのである。かういふ現代に關する卑下は、儒學や漢文學の方面の學者にあつては、支那に對する崇拜、日本に關する卑下となつてあらはれて來てゐる。漢文を無上のもの、漢語は高尙なものとする餘弊もこれから生じて來た。東夷某と稱するの愚は論外としても、支那に對するかくの如き偏見

は、延いては、國語・國文を蔑視するに至つてゐたのである。しかしながら、國學・漢學の隆盛は、必ずしも古に復り、外を尊ぶといふ結果を將來したのみには限らなかつた。新井白石・室鳩巣・雨森芳洲といふやうな人々によつて國文と漢文とを調和した新しい文體が、この間に作り出されたといふことは、われ／＼にとつて望外の幸といはなければならない。この文體は、しかし、當代にあつては、やはり學者の文章であつた。一般社會はかういふ文章には風馬牛であつた。すなはち、一般社會の用をなしたものは、前に述べたやうな俗用文體であり、巷間の民衆が寺子屋において修了したものは、庭訓往來・古状揃・實語敎・商賣往來・江戸往來・江戸方角の類に過ぎなかつたのである。やゝ進んだもので四書の素讀を修めたといふ程度のものである。しかも、彼等は、俗用文體を習得するには、相當の苦心を要したのである。日用の書簡文を草するのがせい／″＼であつて、公用文などを書き得るものは、庶民の間にはめづらしかつたといはれる。武士階級のものでも、公務に執掌し、諸般の公文を草するには、かなりの習熟を要したものであると聞いてゐる。國文を書き、漢文を綴るといふやうなこと、また和漢混淆文の文章を書くといふやうなことは、普通の社會人にとつては全く別世界のことに屬してゐたのであるが、その社會人にしても、物を書く世界と物を言ふ世界と、二つの別な世界に住んでゐたのである。この二つの世界に住むわづらはしさは、よくこの時代の市井の物語にあらはれて來る。

　文語の世界の複雜であることはすでに説いた。しからば、口語の世界はどうであるかといふに、こゝもまたうき世の中であつた。この時代にあつては、封建制度が確立し、社會組織が整頓して來た。全國各地には、それ／″＼の藩や知行所があるが、それらは別箇の存在として、相異なつた政治を行ひ、ちがつた小文化圏を形づくつてゐる。勿論、

京都には朝廷があり、江戸には幕府があつて、これを統轄してはゐるが、實際において、地方々々は、おの〳〵獨立してゐる小政府があつたわけである。したがつて、それらの地方は、別々の言語風俗を發達させるやうになるのは、理の當然である。各藩は、その歴史が古ければ古いほど、その勢力が强ければ强いほど、自主排他の感情がその度を高める。もつとも、この場合に、勢力の强弱があまり關係をもたないこともある。たとへば、小藩が多く境を接してゐる地方などがさうであつて、今日の方言の上に、その關係のあらはれてゐる例もある。これは、勢力の競爭といふことがその因をなすのであらう。とにかく、かういふ風に、各地がそれ〴〵の領主によつて分割されてゐたことは、各地方言の分裂を生じた主因の一つであることはいふまでもない。しかし、それらの方言は、これを生ずるに至つた小文化圏の勢力が限地的であつて他に及ばないために、それ〴〵に孤立的であつたのである。相隣接する方言が、相互に影響することの少かつたといふことは、封建時代、ことに江戸時代のやうな、太平無事の時代に特有の現象といはなければならない。

次にまた、この時代の特色として考へるべきことは、社會組織の上において、士農工商の四民の別がはつきりしてゐたゝめに、少くとも武士と町人と職人との間に、言葉の差別があつたといふことである。無論これは、時代と地方とによつての相異も多く、一概には論じられぬことであるが、江戸などの例においては、よくそれがわかる。これらのうちで、町人と職人との言葉の區別は、たとへば、促音や拗音が多いとか、急促に發音するとか、調子を高くするとか、捲舌のラ行音をつかふとかいふのが職人言葉の特徴と數へられるが、語彙などの上には、さしたる相異があるわけではない。ところが、武士の言葉となると、代名詞にしても、身共とか貴公とか拙者とかお手前とかいふやう

に、獨特の語彙があるといふやうに、全般にわたつて、町人の言葉とは異なるところが少くない。これは、諸藩の方言についてもいひ得ることである。しかるに、時代を下るにしたがひ、江戸においては、武士の言葉と町人の言葉とが漸次接近して來たやうである。もとより、階級制度の世の中であるから、その階級をこえるにはいたらなかつたやうであるけれども、二者の境が漸くくづれかけて來た形勢が見えてゐる。これは町人が武士に近づいたのではなく、武士が町人に近づいて來たのであつて、明らかに世相の反映である。たゞし、洒落本などに見えてゐるものは、別世界のものであつて、武士の言葉でも町人の言葉でも、すべてのものがあの通りであつたとはいへない。それは、現代の若い娘が「キミ、ツマンナイヤ」といふやうな詞を盛につかふものがあるからといつて、それを昭和の令孃たちの代表的の言葉づかひと見ることが出來ないと同樣である。しかし、霜を履んで堅氷至るといふこともある。洒落本あたりに見えてゐる二者の接近が、二者の合同の先驅であつたかも知れなかつた。それは神のみぞ知るである。しかし、江戸の言葉として、今日の東京語の根柢をなしたものは、幕末期の町人言葉ではなかつたか。武士言葉は、江戸時代に過ぎず、したがつて、江戸言葉の大勢にどれだけの影響を與へたかは疑問である。しかるに、幕末期の江戸の町人は、數において、富においてはもとより、學藝において、修養において、實力において武士に拮抗し得る地位を獲得してゐたのであるから、その洗錬された江戸言葉が、武士の沒落と共に、江戸の遺産として東京に引きつがれたと見るのが、おそらく妥當なのではなからうか。

江戸時代における各地の方言は、各藩の對立によつて、ます〳〵その溝渠を深くしたのである。藩邸が江戸にあ

り、倉屋敷が大阪にあつても、江戸定府のものや、留守居役のものなどの上にこそ、方言的の垢を洗ふ機會は惠まれるのであるが、勤番者は到底淺黄裏を脱却することは出來ず、諸國の方言はこれによつて何等の影響をも受けなかつたといつてよい。畢竟、德川氏の天下の統一は、間接的の統一なのである。それは諸侯を通じての政治的統一であるに過ぎないのであつて、精神的統一といふことが缺けてゐるがために、幕府の解體は氷の朝日に融けるが如くであつたのである。方言的對立の江戸時代を通じてかはらなかつた所以も、またこの形勢のうちに窺はれるといつてよい。

第七章　結　語

わたくしの國語發達史序說は、明治時代を空白のまゝに殘してまさに終を告げようとする。いま、筆を擱くに臨みて、一言を國語發達史といふもののために費すのも、無用の事ではあるまいと信ずる。

わたくしの、この序說は、すこぶる蕪雜きはまるもので、もとよりいふに足りないが、執筆最初にあたつては、まづその政治上の移り變りによつて生じた社會的變動がどういふ影響を國語に及ぼしたかを考察してみたいと考へ、まづその考察に必要と思はれる事項の覺書を作成しはじめたのであつたが、鹿を逐ふ獵師の亞流で、つひにこんなものを作りあげてしまふやうになつたのである。であるから、この小篇は、「國語發達史序說」といふよりも、むしろ、「國語の發達の政治史的・社會史的考察に關する序說」といふ方が適當なのであらう。それにしても、社會史的の考察の說き方が不十分であつたと思ふ。社會をはなれては政治といふものが、ほとんど無意味になるから、もつと深く社會の動きの方面に眼をつけるべきであつたと考へる。序說にしても、說き方が粗漏であつた。これは他日の增訂に期すること

にする。

外來語についてほとんど觸れることの無かつたのは、稿者においても遺憾とするところであるが、これは文化史的所産であつて、政治關係から見れば直接の問題ではなからうといふ理由のもとに、しばらくこれを除外したのであつた。

そもそも、國語發達史は、國語事象の年代的もしくは時代的變化の羅列であつてはならない。國語の、さういふ歷史的變遷の事實を忠實に記述するのは、國語史もしくは國語變遷史の職とするところである。わたくしの考へてゐる國語發達史は、國語の或變化が或時代に起つたのは何故であるか、歷史上における或出來事が、どういふ變化を國語の上に及ぼしたかといふことに關する論理的考察の結果を、示すものでなければならないのである。事實の忠實な記述に本づいた理論的考察が、發達史の內容となるのである。この意味において、わたくしは、發達史は、國語の發達の政治史的・文化史的・社會史的・言語學的考察の結果でなければならぬと考へる。國語史的考察の、これに先行すべきことはいふまでもない。空疎な、所謂史論は、われわれの警戒を要するが、上述のやうな意味の發達史は、國語學界に存在の要請をもち得ることと思ふ。しかし、わたくしのこの序說が、累をこれに及ぼすことが無ければ幸である。

（昭和十年一月十五日脫稿）

昭和十年三月二十五日印刷
昭和十年三月三十一日發行

國語科學講座
（第十二回配本）

東京市神田區錦町一丁目十六番地
編輯兼發行者　株式會社　明治書院
代表者　三樹退三

東京市神田區三崎町二丁目一番地
印刷者　株式會社明章印刷所
代表者　細谷喆三

發行所　東京市神田錦町一丁目　株式會社　明治書院